

令和5年6月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和5年6月8日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 1号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	報 告 報 告 報 告 報 告 (一 括) 即 決 即 決
第 5	報告第 2号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	
第 6	報告第 3号	事故繰越しの報告について（一般会計）	
第 7	報告第 6号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 8	認 第 4号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大竹市一般会計補正予算（第1号））	
第 9	認 第 5号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	
第10	議案第54号	令和5年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	
第11	報告第 4号	継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）	報 告 (一 括) 報 告
第12	報告第 5号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計）	
第13	議案第55号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
第14	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）	即 決
第15	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決
第16	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	即 決 (一 括)
第17	議案第50号	大竹市印鑑条例の一部改正について	生活環境付託 生活環境付託
第18	議案第51号	大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について	
第19	議案第39号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即 決
第20	議案第40号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即 決
第21	議案第41号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即 決

第22	議案第42号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即	決
第23	議案第43号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即	決
			(一	括)
第24	議案第44号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即	決
第25	議案第45号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即	決
第26	議案第46号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即	決
第27	議案第47号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即	決
第28	議案第48号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即	決
第29	議案第49号	大竹市固定資産評価員の選任の同意について	即	決
第30	議案第52号	大竹市火災予防条例の一部改正について		総務文教付託
第31	議案第53号	財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)		総務文教付託
第32	令和5年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願		総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 1号から日程第10 議案第54号(報告・説明・表決・付託)
- 日程第11 報告第 4号から日程第13 議案第55号(報告・説明・付託)
- 日程第14 認 第 1号(説明・表決)
- 日程第15 認 第 2号から日程第18 議案第51号(説明・表決・付託)
- 日程第19 議案第39号から日程第29 議案第49号(説明・表決)
- 日程第30 議案第52号(説明・付託)
- 日程第31 議案第53号(説明・付託)
- 日程第32 令和5年請願第1号(付託)

○出席議員(16人)

1番	賀屋幸治	2番	末広天佑
3番	藤川和弘	4番	原田孝徳
5番	小中真樹雄	6番	中川智之
7番	小田上尚典	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日城 究
15番	細川雅子	16番	寺岡公章

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎

副 市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
建設部地籍調査担当部長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
環 境 整 備 課 長
福 祉 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長
監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

太 田 勲 男
小 西 啓 二
佐 伯 和 規
中 村 一 誠
三 原 尚 美
山 本 茂 広
小 田 健 治
古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
前 田 新 吾
外 谷 明 洋
井 上 剛
山 田 浩 史
三 浦 暁 雄
貞 盛 倫 子
川 村 恭 彦
薬師寺 基 夫
中 曾 一 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

会期決定について

令和5年6月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。	
令和5年6月8日提出	大竹市議会議長 賀屋 幸治
自 令和5年6月8日	14日間
至 令和5年6月21日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
6. 8	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会
9	金	予備日		
10	土	休 会		
11	日			
12	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
13	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
14	水			
15	木		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

令和5年6月大竹市議会定例会(第3回)

一般質問通告表

1

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

1 グラムの事業所ごみ、その正しい処理法は

廃掃法上では同じ一般廃棄物を、市条例で事業系と家庭系に分けています。小さな事業者は対応に苦慮します。事業ごみをステーションに出せば不法投棄だと書いている自治体もありますが、考えてみれば我々議員の後援会事務所だって事業者、そこは常識的判断ですよ。

第2工水において、大竹市と受水企業間で交わした仮契約書とは何か。広島県企業局と大竹市水道局の間に同様の給水契約書はありますか

平成17年の大竹市のホームページに、日本板紙と大竹市は工業用水の給水仮契約を結んでいる、と書いてあります。私は水道局の水を使っていますが、契約書はありません。工業用水も水道用水供給事業も、その点では同じであることの確認を求めます。

県用水に関して、企業団加入市町だけ値下げするのは、地方公営企業法21条に、受水をやめさせないのは企業団条例47条に共に違反では

県企業局は、昨年4月に企業団移行市町だけ値下げするのは効率化の成果だと発言しています。県用水供給事業の範囲で、どこで8%もの差が出るのでしょうか。単なる差別ですか。

「弥栄ダムの整備については、大竹市も要望している経緯があり、仮に県用水を受水しないということになれば、問題になるのではないか。」県職員のこの発言は企業団条例に違反しませんか。

2

5番 小 中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

中学卒業時「英検3級以上」6割の数値目標について問う

中央教育審議会はこのほど答申した教育振興基本計画で、中学卒業時の英語力について、英検3級相当以上の生徒の割合を5年後に6割以上にするという数値目標を設定しました。現在の計画は5割以上で、文科省調査では、令和4年度の達成率は49.2%だそうです。文科省では、現在の計画がほぼ達成されたのでさらに向上を目指すの説明しています。

令和5年度版第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画によると、令和3年度の12月1日時点での中学3年の英検3級以上取得者割合は36.7%となっています。最新の数字はどのようになっていますか。目標値は令和6年度まで40%となっていますが、変更する予定はありますか。文科省の数値設定はハードルが高すぎ、もっと現実的な対応が必要と考えますが、ぼちぼちやるしかないでしょう。

市教育委員会は年1回検定料の全額助成を行ってきていますが、英語力向上のためにはどのような工夫が必要で、何が一番難しいと感じていますか。また、今後の見通しを

教えてください。

市民文化講演会の復活を

緑陰に憩う季節が間もなく訪れます。私の記憶が正しければ、以前は大竹市でも時の人などを招き、文化講演会が開かれていました。どんな人が来るのか楽しみにしていたものです。毎日新聞今治通信部時代に取材で聞いた、城山三郎の「秀吉と武吉」についての講演などは今も記憶に残っています。

山口県光市などは、いまでも夏季連続講座を行っています。かつての講座はどのような経緯でなくなったのでしょうか。復活することはできないのでしょうか。検討をお願いします。

3

2番 末 広 天 佑 議員

質問方式：一問一答

今後のふるさと納税の方針について

現在、本市でのふるさと納税は、地場の産業がなかなか振るわず、一部の工業製品に依存している状態にある。ただ、そのおかげもあって現在もまとまったふるさと納税があるが、そちらも伸び悩んでいることから今後どのような方針で本市をアピールしていくかが課題となっている。今年度担当する課も変わり、新しい体制になっているが、現時点での方針をお聞きする。

- ①現在のふるさと納税の収支状況。
- ②今後のふるさと納税の方針。
- ③今後の企業版ふるさと納税の活用の可能性について。

4

9番 西 村 一 啓 議員

質問方式：一問一答

子供たちの放課後の、遊び場についてのお考えをお尋ねいたします

住みよい町づくりに必要な子育て支援は、保育所、幼稚園、小・中学校の義務教育施設などがそろった町、若い人が子育てする上で、子供たちが安心して遊べる環境など、子育て支援の地域づくりが必要です。本市は子育て支援をどのような取り組みで子供の遊び場づくりに取り組んでいるのか、お尋ねします。

市内には多くの公園が設置されていますが、現在、子供たちは放課後に地域の友達と遊ぶ場所は、公園を利用しております。最近の遊びは、人気のあるサッカーをはじめ、ボール投げやこれらに関連した遊びが中心ですが、公園は柵に囲われているとはいえ、高さも十分な処置はされていません。ボールが時には公園外に飛び込んで、近隣からの苦情やお叱りを自治会を通じて、子どもたちも注意を受けながら遊んでいます。

若い人が子育てをする中で、町なかで子供を連れて遊べる居場所づくりで、安全で安心して子供たちが遊べる場所づくりに取り組んでいるのか、今後の取り組みについて、公園の運営や管理における各地域での取り組みの対応をお尋ねいたします。

市内の小・中学校の運動場の活用方法や地域によっては、現在、市営住宅地の空き地等を利用できないか、公共用地を地域の子供たちの遊び場として解放して利用する考えはないのか、あるいはなぜ使用できないのか尋ねる。子供たちは、地域で遊びを通じて

上下関係（先輩、後輩）を学び、地域内での仲間づくりが、将来の地域力、自治力につながるものと考えられます。

少子化と言われながら、現状の子供たちの健全な体力や仲間意識の向上に、もっと行政側から考えて取り組んでいていただきたいと思います。

以上3点をお尋ねいたします。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、確認のため改めて皆様にお知らせをしておきます。

6月1日の議会運営委員会での申し合わせにより、会議中のマスクの着用については任意となっております。

なお、本会議場の換気につきましては引き続き50分を目安として休憩を入れたいと思います。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、継続費繰越しの報告についてをはじめ、繰越明許費繰越しの報告について、事故繰越しの報告について、予算繰越しの報告について、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分承認を求めることについて、大竹市農業委員会委員の任命の同意などについて、条例の一部改正について、一般会計及び企業会計の補正予算についてなど、合わせて28案件でございます。

これらの議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明をいたします。議員の皆様方におかれましてはどうか慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 日程に入ります前に、去る5月30日に開催されました第152回中国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰状及び記念品の伝達を行います。

○事務局長（山田智徳） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、順に前方までお越しください。

議員8年以上、普通表彰、和田芳弘殿。

○議長（賀屋幸治） 表彰状。和田芳弘殿。

あなたは市議会議員在職8年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって第152回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

令和5年5月30日、中国市議会議長会会長、田口裕士。

おめでとうございます。記念品もあります。おめでとうございます。

〔拍手〕

○事務局長（山田智徳） 続きまして、議員20年以上、特別表彰、寺岡公章殿。

○議長（賀屋幸治） 表彰状。寺岡公章殿。

あなたは市議会議員在職20年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものが
あります。よって第152回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰をいたします。

令和5年5月30日、中国市議会議長会会長、田口裕士。

おめでとうございます。

〔拍 手〕

○事務局長（山田智徳） 以上をもちまして、表彰状並びに記念品の伝達を終わります。

○議長（賀屋幸治） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、小中真樹雄議  
員、6番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取り、質問時間は答弁を除いて、  
会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっ  
ております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部か  
ら一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言  
となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますの  
で申し添えておきます。

それでは、質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

14番、日城究議員。

〔14番 日城 究議員 登壇〕

○14番（日域 究） 皆さん、おはようございます。くろがねの日域でございます。会派を代表して質問させていただきます。

最初は、一般廃棄物の問題ですが、資料として廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条の2を載せています。タブレットを御覧ください。

また、その横にあるのは、今回は直接関係ありませんが、15年前に大竹市を揺るがせた廃プラ事件の本当の原因です。それを知らないことには勉強にもなりません。

当時の廃プラ処理は、廃掃法で国内処理が原則といいながら、ほとんど中国に輸出していたんですね。そして、そのごみの内容が悪過ぎるといって中国がストップをかけた、それが原因でした。本当のことを知らずに、あるいは隠して審議するというのは怖いことですし、そういう意味もあってここに紹介させていただきました。これは中国政府の文書を邦文に訳したものだと思います。今回の質問も地に足がついたものにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、最初の質問です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物については、特に家庭系だとか事業系だとかの区別はしていません。それを分けているのは市の条例です。一般廃棄物の処分は市の責任ですから、要するにどうやって処理場にそのごみを運ぶかということです。家庭ごみはステーションへ、事業ごみはじかに処理場へということです。持っていけない事業者は許可業者へ運搬を委託する、これが標準形です。

そこでお尋ねします。家庭ごみを事業所ごみと一緒に委託業者にお願いしてもオーケーなんですか。また、些少であれば事業所ごみを家庭ごみの袋に入れて出してもオーケーなんですか。

事業所ごみを家庭ごみとして出せば不法投棄だと警告する自治体が、近隣にあります。その近隣の自治体のホームページからの画像を、これも資料につけておきました。

しかし、我々市議会議員の小さな後援会事務所も、分類上は事業者になるんですね。それをあえて1グラムの事業所ごみと表現しましたが、このあたりのけじめはどうしたらいいのかお尋ねいたします。

2番目です。平成17年に大竹市は、日本板紙を訴えて裁判をしていました。その当時の大竹市のホームページに、工業用水の供給に関して日本板紙との裁判が紹介してあります。その中に、供給仮契約、給水の仮契約があるとの記載があります。

地方自治体の契約には、議会の承認という手続がありますから、まず、仮契約を締結するということが一般的に行われます。しかし、公営企業では、地方自治法の契約の部分が適用除外です。そうであれば、この記載は一体何でしょうか。契約自体は必要に応じて存在するでしょうけれども、仮契約というのは不自然ですよ。

同様に、県用水に関しては、大竹市は県から水を買う側です。県企業局と大竹市の間において、契約書はないんですよ。その点、お伺いいたします。

3番目です。令和4年4月、1年前ですね。大竹市と県企業局との協議記録を見ると、県が新しくつくる企業団に入った自治体には、8%水の料金を値下げすると県が言っています。それは運営効率化の成果として8%下げるんだということですけれども、これは不自然であり、協議の記録を見ると、広島市も反発しています。

今はもう企業団が動き出し、現に加入自治体とその他の自治体で別料金になっています。これは公正・妥当で能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと、料金のことが決めてあるんですけれども、この地方公営企業法第21条に違反していませんか。それで大竹市は納得しているのでしょうか。

また、このような水を買うことに代表監査委員はどのようにお考えなのか、市民に向かって御答弁いただきたいと思います。

水道会計は独立採算ですから、市の財政状況とは別物です。赤字になれば即値上げです。だから市民に代わって、最小の経費で最大の効果を上げているかをチェックしている監査委員として、暴利を貪っているとも見える県用水の状況ですけれども、その是非。そして県用水の価格について、市の職員が県と苦労して価格協議をしていますけれども、その事実について監査委員は援護射撃をしないのだろうかと思うんですけれども、そのあたりもお伺いしてみたいと思います。

その県の協議記録の中に、弥栄ダムの整備については大竹市も要望している経緯があり、仮に県用水を受水しないということになれば問題になるのではないかというようなことを県が発言したという記録が残っています。これは今の企業団条例で言えば第47条ですけれども、要するに、やめることができるって書いてある条項ですね。それに違反しているのではないかと思います。

例えば、大竹市が弥栄ダムを要望したから云々かんぬんと言うのであれば、大竹市は県が持っている第2期工水を、100億円近い金を出して買っていますよね。十分責任は果たしていると思いますけれども。それはもう売買ですから、今さら返さないですよ。県の水は何があったとしても。それからいつまで買うんですか。もう30年たちましたよ。やっぱ時間がたてば状況は変わりますから、それはそれで考えるべきだと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

この監査という方のお仕事ですけれども、監査報告っていうのは市長と議会に対してするものだと思います。要するに我々は内部の資料を見られないわけですよ。当然、市民も見えませんよね。水道を使っている方が上下水道局に行って資料を見せろって言っても、それは無理ですから。だから監査委員という役割があって、そこでチェックしたことを議会とか市長に報告をする。それを見て我々は物事を判断するなり、問題点に気がつくわけです。

ですから監査委員の役割はそういう意味では大きいと思いますし、もちろんもう一個問題がありまして、上下水道局自体の公表している決算状況の中にも、水道料金、県用水のことについては、私が知る限りでは触れてないような気がします。ぜひ、ここも触れてほしいし、もし書けない事情があるのであれば、それをここで答弁してほしいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民生活や企業活動に影響を及ぼす事案につきまして、きめ細かな調

査をされ、疑問点を整理されて質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、事業所ごみの正しい処理方法についてです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としていますが、大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物、いわゆる事業系ごみと規定しています。

なお、一般家庭から排出されるごみについて、条例上特に定義していませんが、事業系ごみとの区分上、家庭系ごみと表現しています。

ごみの搬出方法についてですが、家庭系ごみは、ごみの一時仮置き場であるごみステーションに出していただき、市が委託する収集運搬業者が回収しリサイクルセンターに運搬するか、直接リサイクルセンターに持ち込んでいただいています。

事業系ごみについては、事業者において市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託するか、直接リサイクルセンターに持ち込んでいただいています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者は、その事業活動で生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、産業廃棄物はもちろん、事業系ごみも事業者自らの責任において処理する必要があります。そのため、僅かな量であっても事業系ごみと家庭系ごみは区別し、しっかり分別した上で、これまでどおり適正に排出するようお願いすることとなります。

次に、工業用水道事業の契約書についてです。

旧第2期工業用水道は、事業に着手する前の平成5年6月に、受水を予定している2社と工業用水給水仮契約を締結しています。この仮契約を締結した経緯は、当時の通商産業省に対して第2期工業用水道事業を国庫補助対象事業として採択するよう要望した際に、通商産業省から受水予定企業と仮契約を締結するよう依頼され、当時の受水予定企業2社と仮契約を締結いたしました。

また、大竹市工業用水道条例第8条では、給水の申し込みを受けたときは、協議の上、給水開始日1日当たりの基本使用水量、時間最大使用水量、その他必要な事項を定め、給水契約を締結するものとする規定しています。この規定に基づいて、第2期工業用水道事業が完了した翌年の平成17年3月には、2社のうち1社と正式な給水契約を締結しました。

御存じのとおり、もう1社とは受水を巡り訴訟に発展しましたが、平成20年3月に和解合意し、給水契約を締結しています。

最後に、県用水の企業団加入市町の料金の値下げについてです。

議員御指摘のとおり、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例では、用水事業について、企業団に参加している市町と参加していない市町とで料金表が分かれており、企業団に参加している市町は約8%低い料金設定となっています。

令和4年6月に開催されました広島西部地域水道用水供給水道受水団体連絡会議における当時の広島県企業局の説明は、企業団に移行した令和5年度以降の10年間で、統合の効

果を8.9%と見込んでおり、その効果を参加団体に一律還元するとのことでした。

本市としては、令和4年7月付で提出した西部用水の受水団体連絡協議会の要望書の中で、本市と広島市の意見として、企業団移行による統合効果は全ての受水団体に配分されるべきと、見直しを求める趣旨の要望を行っており、今後も引き続き要望していきたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 答弁の冒頭にお断りさせていただきます。代表監査委員に対する御質問ですが、監査委員の意見は、市民から選任されたいいわゆる識見選の監査委員と、議会から議員の互選により選任された、いわゆる議選の監査委員の合議に基づくことと地方自治法に定められておりますので、2人の監査委員の合議に基づき、代表して御答弁申し上げます。

私たち監査委員は、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与することを目的とし、大竹市監査委員監査基準に基づく決算審査において、議会で承認いただいた予算をベースに、主に決算書その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。また、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示しているかなどを着眼点に、業務状況及び経営成績など、幅広く検証しています。

御指摘の県用水の契約単価の件につきましては、上下水道局の中長期的な経営課題であることは重々承知しておりますが、これまでどおり県との協議を含む経営判断、経営政策に関しましては、監査ののりを越えて経営判断に意見を申し上げることは差し控えたいと思います。今後とも県の協議の推移を見守っていきたいと考えております。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 御答弁ありがとうございます。順番に行きますね。

廃棄物って本当に分かりづらいところがあるんですけども、今回、事業系一般廃棄物の処理料金についての陳情がございました。私がそれを受けている委員会の委員長ということで改めていろんなことを考えてみたんですけども、まあいろいろありますね。岩国市は150円で、和木町が150円で、廿日市市が150円。でも、広島市は100円なんです。それで東広島市に行ったら20キロが200円です。これは自由ですからいろいろあるんですけども、できれば同じほうがいいかなと思います。

それと、法律には区分がないけれども、多分全部の自治体かどうかまでは分かりませんが、大部分の自治体で事業系と家庭系っていうふうに分けてあるわけですね。何でかなと思うんですけども、昨日県の循環型社会課にちょっと聞いてみたことがありまして、事業系のごみと一緒に家庭ごみを出していいかと言ったら、それは問題ありませんと言われました。

実際問題として私の母が存命中ですけども、ひとり暮らしをしていました。そこに大竹市内の指定業者が取りにきてくれてましたけれども、私がお願いしたのではないけれど

も、私の弟がお願いしたみたいですがけれども、それは問題ないですよ。だから何の目的でそここのところが分けてあるかっていうのが、いまいちはっきりしないですよ。

それと、廿日市市ですよ。大竹市はそこまで厳しく言ってないような気はしますけれども、どうしても、無理やり分けろって言うても分けにくいことがあるじゃないですか。それをどこまでやるかですけれども、ごみステーションに事業系ごみを出したら不法投棄だって、ちょっと言い過ぎじゃないですか。私は大竹市の人間ですから廿日市市のことは何とも言えませんけれども、そこまで言うとおかしくなるんですよ。

そもそも家庭と事業に分けるのではなくて、例えば個々の個体の排出量ですよ。少なかったらもうステーションでいいと思いますし、その僅かな量を指定業者がトラックに乗って取りにくるっていうのも効率的ではないですし、それこそCO<sub>2</sub>もいっぱい出ますからね。だからそんなほうがいいのかなと思ったりもしますけれども、こここのところはどうするんだって。さっきの市長の御答弁にはそこまではなかったような気はしますけれども、例えば、水道料金をこの前上げましたよね。あのときに、結局、上下水道局のお考えとして、これも廿日市市ですけども、廿日市市なんかは事業所、水道は何ていうんですかね。要するに事業と家庭があって、大竹市は分かれてますけれども、廿日市市はないです、一本です。

だから大竹市も、大体、倍、半分ぐらいあったんですけども、事業所の水道料金を家庭用に近づけようということで、今回そういう方向の変更がされました。ごみとよく似てるんですよ。ごみはどこまでも違いを見つけて分けようっていう気がするんですけども、そこまで分ける必要があるのかっていう気が、正直するんですけども、さっきの廃プラの、大昔の中国のことですけども、そういうふうなこのごみについても、何か基になる考え方があるのではないかと思うんですね。

ひょっとして、家庭ごみは無料で事業系ごみは有料っていう、何かそういう発想でもどこかに、根っこにあるんですかね。だから家庭ごみの無料のほうに事業系の有料が流れてきたら困るよねって。

今でも家庭系のごみは無料っていう自治体がかなりあると思うんですけども、そのあたり何なんでしょうかね。そこまで厳密に分けなくてはいけない理由が分かれば教えてほしいと思います。

○議長（賀屋幸治） 答弁をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（中村一誠） ごみを処理するのに、やっぱり費用がかかります。それで今、大竹市としては家庭ごみも有料になっておりますし、事業系ごみも有料であります。その中で今、事業系ごみのほうがやはり、例えば家庭ごみのほうはずっと変わらず、費用との差が変わらず来てるんですけど、事業ごみのほうはまだまだ実際の処理量に比べて、負担していただく金額というのが少ないというのがあります

そういったことで今回値上げのほうをお願いしたいというふうにご考えておるんですけども、日域議員が言われるように、何が原因なのかというのはちょっと私もなかなかはっきりとしたことは言いにくいんですけども、1つはやっぱり、今の事業系ごみについて

は、法律でやっぱり事業者が負担をするというふうになっております。これを例えば一緒にすればいいじゃないかというふうにやると、ある意味一般の方がその事業者のごみの負担をするような形になるのではないかというふうに考えております。一部ですね。

本来はその事業者の事業に伴って出てきたごみですから、事業者の責任において全てそういう処理をしなくてはいけないのを、一般の人がある意味ちょっとそれをかぶってしまうようなことがあっては適切ではないかなというふうに思います。

ちょっと答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 難しいですね。本当に難しいんですけれども、だから、いや確かに、ごみステーションにトラックいっぱい分の一般廃棄物を業者が出したら、それはおかしいですね。でも、あるじゃないですか、1階がお店で2階に住んでというコンパクトなお店をしてる人が、家庭ごみも分別して、事業所ごみも分別して、一体何個の袋を持つとかないといけんのんやってなるわけですから。そこは私は量で、量ももちろんはかりを持って行って量るわけにいきませんけれども、何かそういうもので分けたほうがいいのではないかなと思ったりもします。

それで、どこまでも厳密に、実際はやってないと思いますよ。廿日市市だってそんなことやってるわけないんですけれども、何であんなことを、あんな漫画まで描いてホームページに載せるんかなというのは、本当に大きなクエスチョンマークです。

それで、もちろんさっきおっしゃった事業所だからどうこうっていうのも、これ一見、すとんと飲み込めそうな話ではあるんですけれども、やっぱり個人で自営業してて、それだって当然、合法的に社会のためにやってるわけですから、そのごみを一定の費用、同じように受け入れてあげてもいいような気がします。

本当の話、大竹市はまだ狭いんですから、栄町まで行ったって大したことないですけども、大きい町を見たら、東広島市なんか見たら黒瀬まで行けとか言ってるけど、持っていけないわけがないですね。そしたら、事業所だったら業者にお願いするんかなと思いますけれども、でも、量がありますよね。そうなるときに、これ大発見ですけども、事業系一般廃棄物のごみ袋っていうのがあるんですね。

ここから、その質問をしますけど、廃掃法に、市町村は一般廃棄物処理の計画を立てなければならぬ、それでその計画に基づいてやらなければならないっていうのが廃掃法の決まりですけども、私この前の3月1日の生活環境委員会で、減量審議会かな、減量審議会からごみ袋の導入を言われてるけれども、コストのこともあって導入はしていないっていうようなお話があったと思うんですよ。

それは審議会から答申があって、それを受けるか受けないかは市の立場として、それは選択できると思います。でも、今回この件で見たら、大竹市の計画の中にあるんですよ。計画になってやらんっておかしいじゃないですか。

答申があって、でも、これちょっと大竹市の現状では無理よねって、だから計画には載せませんでしたっていうならストーリーとして完結するんですけども、計画に載せませんがやりませんって、こんなんじゃ、これこそ廃掃法違反じゃないかと思うんですけど

も。

ただ、このごみの、私意味が分からなかったんですけれども、要するにごみ処理代は袋代として、もらってる。だからごみ処理、事業系ごみをその指定ごみ袋に入れて業者に渡した場合は、もう料金は払ってあるわけですから、もう純粹にごみの運搬賃だけだと。今であればごみ処理量も、運搬賃もパッケージですからね。だから一回契約したら、あまりごみを減量しても、減量したいというインセンティブがごみの排出のほうに働かないというのがあって、だから事業系ごみが減らないんだっていう考え方も一部にあるみたいですが、そうであれば、ごみの処理料金と運び賃、運搬料金を分けるという意味で、あの事業系のごみ袋の導入が意味があるんだっていうことでした。

それはそれであるなと思いますけれども、少なくともさっきの計画ですね。市の一般廃棄物の計画に載ってることをしないっていうのは、どういうことなのかなって思います。ちょっとそのあたり、御答弁お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 環境整備課長。

○環境整備課長（外谷明洋） 現行の一般廃棄物処理基本計画の中に、議員が御指摘のとおり、このたび事業ごみの処理手数料の改定及び徴収方法の変更について、重点政策として方針を掲げております。そのうち、今10キログラム、従量制の100円というのを150円に改定させていただきたいと。それでもう1つが、その徴収方法を変更しましょうということで、今御指摘のとおり、従量制だけでなく指定ごみ袋を導入して、それによる徴収も導入しましょうという方針をここに掲げさせていただいております。

実際に指定袋を導入しようとした場合に、現状の事務といたしましては、新たに指定袋を作成しなくてはいけないのと、それを保管していただかないといけないと。それから、その指定袋の取り扱いをしていただかないといけないという、新たな作業が発生します。

それから、実際に、今回の指定袋も70リットルと45リットルというふうに書かれてありますけれども、それに入らないものについてはこれまでと同じ従量制でやらざるを得ないということで、そういったやり方がちょっとまちまちになるということもあって、今度は実際にリサイクルセンターのほうで受ける事務、こちらの方もちょっと煩雑になるということで、総合的に考えて、指定袋の導入については今回はちょっと見送らせていただこうというふうに検討した次第であります。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

東広島市には20リットルというのがありました。それで今の御答弁は、私の質問にちょうど合っていないところがありまして、だから、答申でああせえ、こうせえと言われましたと。でも、できないから計画に載せませんでしたって言うなら分かるんですけれども、計画に載せた後に、その計画段階で分からなかった状況が発生したら別でしょうけれども、何か今のは、じゃあ計画を変えたらって私は思うんですけれども。

もちろん、町の規模とか置かれた環境ってのは全部違いますから、いろいろ工夫したらいいんですけれども、だからこそ国は一般廃棄物と産業廃棄物しか分けてないわけですよ



ね。だからそこでもっと工夫したらいいと、本当に思います。

この前の課長補佐との電話の話ですけれども、いろんな要望とかが山ほどあって、確かにもういろんなのが来て、みんなのを聞きよったらどうしようもないので、取りあえず、現状なら皆さん動いてるわけですから現状でいきましょうってなりがちなのは、世の常です。

でも、例えば要望ってさまざまあるじゃないですか。全体のためによかれという要望もあれば、自分たちの利益のための要望もありますよね。いろんな要望があるって、それは記録に残ってるんですか。

いや本当に、いろんな要望というのをある意味ではぼんとオープンにしてしまったほうが、新しい方向性を出しやすいというケースもありますからね。そのあたりどうなんですかね。特にこれ、ものすごく、みんな、生活にもう、もろに関わってる話ですから。

さっきの話ですけれども、今思い出しましたけど、東広島市って学生アパートが多かったりするせいでしょうけれども、アパートの持ち主、アパートのオーナー側がお願いしたら、そこに指定業者がごみを取りに行く、これは事業系だと言うて、もう公のホームページにちゃんと書いてます。

だから、確かに自分が例えば賃貸マンションを持ってるとしたら、そこに業者が取りに来てくれたら、きれいにできますよね。そこがたまたまごみステーションがなくて、そこから30メートル離れたところの何とかさんの前にステーションがあって、うちのマンションに住んでる連中がそこにごみを散らかしたら、絶対いろんな意味でいいことは何もないですから。だから自分ところのごみ出し場を用意して、自分が責任持って業者をお願いしてたらいいですよ。あのマンションはちゃんと管理できてる、いいマンションやねって言ってくれますよ。

だからそういうこともあるわけですから、何もかもばかみたいに事業系だ、何系だとか言うのではなくて、工夫したらいいじゃないですか。それも大事なまちおこし、まちづくりですよ。そういうことを考えるのが環境整備課のお仕事だと思うんですけれども、ぜひその方向でやっていただきたいと思いますけれども。どんなものでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 環境整備課長。

○環境整備課長（外谷明洋） すみません。このたび御質問をいただく中で、いろいろ事例をちょっと提示していただいて、我々もちょっと知らなかったこともありましたので、いろいろ今回、本当に勉強させていただきました。実際にお話の中で、ちょっと話が戻るかもしれないけど、そういった事業系のごみなんかでも、地区によってはどうしても距離が遠いからというので、自治体のほうでちょっとごみステーションに捨ててもいいよとか言って、許可しているところもあるみたいです。

ただ、原則論としては、事業活動によって生じているごみの分については、基本は事業者のほうで排出責任があるという建前から、大体どこの自治体も分けて、事業者の方々に負担していただくという方向に進んでいるみたいです。

一般廃棄物の基本計画の中で、家庭ごみと事業系ごみというのを便宜上分けさせていたでますけれども、その中で実際に一緒にその地域に住まわれて、住居と一緒に店舗も

あるといったところなんかはどうなんかというのも、やはりこれも課題としてはあると思います。

今回の計画につきましては、一応次年度にまたちょっと見直しをするという形で、今年度ちょっと取り組ませていただく予定になってます。今回いただいた意見も踏まえて、ちょっとその中でも考えさせていただければというふうに思ってますので、よろしく願います。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

今回の陳情があるじゃないですか。あれを見て私が最初に思ったのが、あの中に小規模事業者という言葉が出てくるんですけども、何事も量が多ければかなり効率が上がるんですよ。ちっちゃな仕事っていうか、物事が小さくなるほど難しいわけですよ。だからごみ、リサイクルセンターに廃棄物を持ち込みますよね。トラックスケールですからね。ごみ袋持って、これ事業系ごみですと持って行ってあのトラックスケールで量ったらどうなる、10キログラムってなるんですかね。知りませんが、10キログラム単位じゃないですか。

それで私、県の計量する連中がいますよね、計量器をチェックする連中がいますよね。電話をかけて、ごみを量るメーターというのは10キログラム単位で決まってるんかと言ったら知りませんって言ってましたけど、でも、本当にトラックに載せて量って、空にして量って、その引き算ですから、小さなおみを持っていくようになってないわけね。

だからそういうことも含めて、ぜひ、今が悪いとは言いませんし、それから、値上げするのも、それは私はやむを得ないと、ここで言っているのかどうか知りませんが、御近所が違えばどうしてもごみが流れてきますから、そこは配慮しなくてはいけないと思います。

同時にちっちゃな事業、ちっちゃなお仕事をされてる方に優しい町であってほしいなという気がします。

終わります。

2番目に行きます。

これ、たまたま大昔のホームページの画像が私のパソコンの中にあっただけで改めて見たら、仮契約書があるって。実はこの仮契約書は私が上下水道局でもらったからここにあるんですけども、補助金を出す役所というか、銀行でもそうですけれども、何か本当にちゃんとお客がおるんかいなとって、確認を取りたくなるのは分かりますから、だからルールを超えたお願いだと思いますけれども、水を取る企業があるなら契約書を取ってくれんっていうのは人情ですよ。その人情を、甲第1号証ですからそれを根拠に裁判をしたんですから面白いなと思いますけれども、ここにそう書いてありますよね。

でも、通常であれば条例にものが決まってるって条例に基づいて申し込むわけですから、契約書があるんですか、ふーんと思いましたけど、県のはなかったですよ、契約書というものは。基本的には、よく、私も大竹市の上下水道局から水の供給を受けてる個人ですけども、それとは違うんですって、よく最初は、上下水道局の方がおっしゃってたんですけども、そうではないでしょうって私は言いたいんですよ。それは県の企業局というか、

今は企業団ですけれども、数はそれは個人の上水だったら、もう相手が何万ってあったりしますけど、これは僅かですよ。大竹市なんかだったら本当に、大竹市の工水なんかあれてちょっとしかいませんし、県の水道用水でも、幾らあるんでしたかね、知れてますよね。もう広島県内の自治体の一部ですからね。

だから個別契約でもよさそうなもんですけれども、ちゃんと条例というのが用意してあって、内容はもう条例で決めてありますから、改めて契約で決める内容ってあんまりないんですよ。

あれがもし民間というか、普通水を売る仕事とか買う側があるのであれば、何年間は買うとか、最低限、最低料金これだけ払うとか、絶対それつきますよね。私、この当時日本板紙との書面を頂戴って言ったら上下水道局がくれたという、そういう記憶があるんですけども、そのとき中身がないのがっかりした記憶があるんですけども、こんなんで裁判するのって。

普通だったらいつまでどうするこうするって、例えば10年間はこっだけ買いますと、途中でやめたら違約金を払いますとか、担保を出しときますとかいろいろなことがあるはずですけども、条例ですから、公の仕事ですから、そんなことは何もなくて、あのとき思いましたけど1週間水を取ってやめますと言えば、契約を果たしたことになりますよね。いつまで取るって約束はないわけですから、取りますって言ってる以上、取ったらいいわけですよ。だからこんなんで裁判するんかと、正直平成17年頃に、私は個人的には感じました。

ただ、企業の側も、それは取るって言ったものをひっくり返してほごにしたわけですから、多少の後ろめたさはあるでしょうから。だから上手に和解っていうことで両方が納得できたのではないかなと、あの件については思いますけれども、大体が契約で縛るのではなくて、条例で縛ってありますよね。条例どおりですよ、中身はね。

そんなことを、ちょっとこれ2番目と3番目の問題がちょっと近すぎて変に分けてしまったんですけども、基本的には条例以上のことを契約で書くことは不可能ですよ、ほぼ。条例はこうなってるけどこうしますっていうことはあり得ないですよ。そこだけちょっと教えてください。

○議長（賀屋幸治） 業務課長。

○上下水道業務課長（三浦暁雄） まず、1点目の、県用水には給水契約がないのでしょうかということがあったかと思えます。現在の企業団の給水条例におきましても、毎年度使用者からの申し込みを行いまして、企業庁が年間の使用水量と最大使用水量を定めて給水を承認するというふうに、ちょっと定められておりまして、特に書面での契約締結というのは規定をされておられません。これは以前の県条例によっても同じこととございます。契約書がなくても申し込み、承認という形をとっているということとございます。

それと2点目の、条例以上のことを契約とかで縛ることはできないだろうという御質問ですけれども、それはそうだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番(日域 究) さっきのごみの問題とはちょっと違うかもしれませんが、基本的に水がない、水が足りないという前提のルールですから、今のもですよ、県と今の企業団とこれからやっていくんだと思いますけれども、水をあげますっていう。大竹市は買わなくてはいけないのではなくて、あの条例を見たら分かりますけど、水は決定的に不足してるんですよ。不足してるからお金を払わなかったら止めるよって書いてあるわけです。じゃあ払わなかったら止めてええんかって逆に質問してみたいですけども、大竹市も金を払わんけんって言ったら水やらんって、それはないんですよ。

要するに、実際は今の社会は水が余ってるじゃないですか。でも、あのルール自体が、水がないところに対して、この大事な水をあなたに売ってあげますよと。だからちゃんと約束守ってお金を払ってくださいねと。

それでその水道の協定も、当然ある意味キャパがありますから、水の量には限界がありますから、その限界があってそれを上手に配分して、大竹市は、このぐらいなら大丈夫ですよって言うわけですけども、残念ながら今水が余ってるから、こんだけならっていうところにすごく余裕があるわけですよ。

もともと水がないことを前提に始めた事業ですから、あの条例を見ても、とにかく水不足なんですよ。水不足のところみんなが、お願いだから県用水を分けてくださいって言って、水を求めていってると。その求めてきた自治体に対して上手にフェアに水を配分するのが、あの条例ですから。

でも、実際は皆さんそこまで水要らないって言って、それよりか安くしてくれって言うてるわけですよ。だからその、残念ながら環境が相当変わってるから、幾ら見ても解決策っていうか、そこから物事がきちんとは見えないんですね。

正直言って、昭和61年の古新聞が、市からもらった中に出てきまして、そこには別のことが書いてあるんですけども、その後、新聞の隣にたまたま県のダムのこと書いてありまして、昭和61年の段階で、もう県はダムをちっちゃくするのに一生懸命ですよ。関川ダムっていうのはやめたって書いてありますよ。福富ダムは、水量を半分にした。だから同時に、弥栄ダムは国ですから手がつけられませんが、弥栄ダムの水は極力、工水だったら大竹市に渡して、ああしてこうしてっていうのは、やっぱりあの頃から水が余り始めて、広島県も危機感を感じてるわけですね。

そのまま今の状況になってるわけですけども、だからある意味、大竹市は水を取れっていうのではなくて、みんなで考えたんですが水が要らないようになったんですけど、みんなでちょっと負担してくださいよって言えば、私はそのほうが理解できると思いますよ。大竹市が水の料金を下げてくれって言うても今できないとか、本当にあの記録、大竹市が書いた記録ですから、広島県側だったらもっと言葉の使い方が違うかもしれませんけれども、あの記録を見ると、本当に県は何言っとんやって思いたくなるような記録です。

やっぱり行政同士ですからけんかをするのはお粗末ですから、けんかしるとは言いますが、やっぱり上手に協議してほしいんですよ。やめるのはできないし値段は下げてくれんし、どうすればいいんやっていうことを広島市の人言ったことになってます。それは大竹市も同じだと思いますけれどもね。

大竹市の水道ビジョンを見ても、ずっとこれから水が減るわけですから。どこまでお付き合いするのかなってというのがありますし、大竹市みたいにやめても何とかなるような計算が成り立つ町ってのは、多分あまりないと思うんですよね。前も言ったかもしれませんが、私、江津市に電話かけてびっくりしましたけど、江津市なんて江の川のそばにありますけど、100%島根県の県用水だと言ってました。浄水場は持ってませんって言ってましたから、町によってはいろんな形態があるんですね。

でも、大竹市ははもともと軍がつくったおかげで上水があって、水利権があって、一応形がかちんとできてますから、それを手放すっていうことはそれよろしくないと思いますから、ぜひそういう方向で。どうなるのか知りませんが、県に対してはね、言うべきことはちゃんとやってほしいなと思います。

監査について言ってもいいんですよ、一応ね。

○議長（賀屋幸治） はい。

2番目の質問は以上で終わりということでもいいんですか。今、それに対するの答弁は必要ですか。

○14番（日域 究） ごめんなさい、すみません、勘違いしてました。

すみません、質問というか、私が思いを勝手に述べてしまいましたけど、さすがに県も企業団をつくったものを、あの条例自体はあまり変えてないですよ。やめることができるの前に、協議をするって、何か意味深な言葉が入ってますけれども、今度の企業団条例をつくるときにがらっと変えたのではやっぱりまずいでしょうから、基本的には変わってないですけどね。

やっぱりこういう話ではなくて、こういう話はクリアした上で建設的な協議が県と大竹市でできるのが理想だと思うんですけども、そのあたりどんなもんかなと思いますけど、答弁って難しいでしょうけれども、何か思いがあればお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 県用水、今は企業団になっておりますけれども、これまでも大竹市として必要な水を買わせていただいて、皆様に供給させていただいております。現在のところは危機管理の関係もございますので、県用水と自己水の両方を供給させていただいております。

水量、これも当初の水量よりも今、少なくさせていただいておりますけど、それよりも実量が少ないということで、日量の方も少なくというお願いをして協議をしつつ、現在に至っております。

協議事でございますので、子細な形で御説明する状況に至れるものと、そうでないものもございますけれども、意気込みとしては単価でも水量でもいい、少しでも大竹市民に供給する水の負担を少なくさせていただければありがたいという状況での協議をしておるところを御説明させていただき、意気込みという部分の説明にさせていただければありがたいかなと思います。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。4回目です。

○14番（日域 究） よろしくお願ひします。

今回8%下げたっていう話もありますし、その前に11%下げたっていうのもありますけれども、県の西部用水については、私が計算してみたところによると30何%利益率がありますから幾らでも下げる余地はあるんですが、ただ、外部監査の状況を見ると、費用の計上が適切にされていない要素も少しはあるのかなと。だから利益が膨らんでいるのかなっていう気もしますけれども、別に税金取られるわけではないから、その辺はおおらかなのかもしれないけどね。

でも、やっぱり公営企業法自体が能率的な運営の下に適切な利益をっていうか、一定の利益は要るでしょうけれども、そういうことが書いてありますから、これは県のほうにも言えるし大竹市の上下水道局にも言えると思いますけれども、やっぱり安定感ももちろん必要ですけれども、廉価っていうことも大事ですからね。大竹市の代表的な強みですから、そこが損なわれないようによろしく願いいたします。

終わります。

3番目。正直言いまして代表監査委員に質問するっていうのは、正直言って私の議員という立場からしても、すごくハードルは高かったです。今回もどうしようかと随分悩みましたけど、ただ、監査っていう役割っていうのは、議員には調査権があるってこの前おっしゃいましたけど、それは一定のものはあるかもしれませんが、我々はインサイダー情報っていうか、内側の情報に触れることはできないんですよね。公開されていることを材料に、ある程度分かればそれは見せてもらえますけど、我々がもらう資料は個人情報っていうか、隠すべきところはちゃんと隠してありますよね。

私の経験から言って、大竹市議会の議員が市の情報をもらうときに、情報公開条例を使う方法と議長経由でもらう方法があって、違うんですよね。議長経由だったらかなりマスキングが甘いです、過去の経験から言えばですね。それは何かの間違いかもしれませんけれども。

でも、やっぱり中を見られないからああいう特別な監査委員っていうものを置いて、そして、内部の情報が見られますよと、だからちゃんとチェックしてくださいねってなっているわけですね。その代わり、同時にそこで知り得た秘密を、もう死ぬまで言っちゃいけないと。監査委員を辞めた後も秘密は漏らしてはいけないっていうふうに制約をかけられていますよね。その辺が議員と全く違うわけですから、そのこのところを安っぽくあだこうだとは言えないと思いますけれども、実際、中の様子を見ていて、これ言ったらまずいだろうけど隠しとつてもまずいよねって思うようなことが、監査とかやっていたらあるのではないかと思うんですけれどもね。

そういう裏話を聞くわけでもないけれども、どこまでが言えてどこまでが言えないっていうものを、監査委員としてどこら辺に線を引いておられるのか、それともそんな何か明文化したルールがあるのか、その辺ちょっとお尋ねしてみたいなと思いますけれども。難しい質問ばかりして申し訳ないんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 代表監査委員。

○監査委員（薬師寺基夫） 冒頭申し上げましたとおり、監査委員2人の合議というのが法律で決められているんですね。今お尋ねになったのは、個人的に御質問されてると解釈し

てよろしいのでしょうか。それならちょっと議長にお断りして、監査を外れて個人の意見を言えというんだったら、議事録を止めていただいて言えますけど、どうしますか。

その前に、一応監査の合議に基づく、ちょっと見解というか答弁を追加でさせていただきますと、県用水の取引価格は、例えば決算書の損益計算書の営業費用に出てくるんですね。要するに原材料取引です。これ、普通、原材料取引というのはちょっといろいろ個人的な意見が入るのでちょっと難しいんですけど、原材料取引は、これは経営判断です。そのことを踏まえた上で、あくまで議会で承認いただいた予算書がベースです、こういう予算決算については。ほかの行政監査はまた別です。ですから、予算執行の段階で法的な瑕疵や、明らかに非効率な運用等が認められない限り、議会承認を尊重して従うのが監査委員の立場、姿勢であるというふうに考えております。

上下水道局も大変労力を割かれ苦勞されていると、実はずっと見ていて感じております。県との協議につきましては、引き続き今後も注視してまいりたいと考えます。これが監査の合議の意見でございます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） おっしゃるとおりで、予算は議会が認めてますし、決算も決算認定を議会がしてますし、そう言われたら立場はないです。ただ、本当の、ある時ほっと気がつくんですけども、これもしょうがないですけど、公営企業じゃないですか。公営企業だから、予算のときには予算特別委員会の中に入ってるんですけども、決算のときには決算特別委員会に入ってないんですよ。要するに3月に決算じゃないですか。そしたら2カ月か3カ月か何かで決算書を調製というのか、つくって、それでどうするこうするがあって、それからその6月末までにやって、その次の定例会で決算認定をしようってなってるらしいんですね、法律が。そうするとほかの会計は、12月ですよ。大竹市で言うたら10月に決算特別委員会しますけど、認定するのは12月議会で認定して、そこで正式に終わりです。

ただ水道会計だけ9月なんですよ。9月に、これは監査委員が悪いんでもなんでもないんですよ、法律がそうなるし、それを受けている我々が悪いのかもしれませんが、水道会計だけは9月議会の生活環境委員会の一議案として出てくるわけですよ。やっぱり議員として見たときに、決算特別委員会が出てくるとちょっと気合が入って準備するんですけども、単なる一議案であればさらさらと見るわけですよ。見ても面白くないぐらい数字だらけなんですね。それで間違いないだろうと思って、あっさり通す。正直言ってそれも一因ですけども、これはここで言ってもしょうがないですよ。法律変えないとしょうがないですけども、そこで別に監査のほうも上下水道局のほうの報告のほうも、まあそこそこ健全にやられてますって、ああそうやろうねと思ったら、チェックするあれが甘くなるわけですね。

よく見ると1億円っていうのがあって、この1億円って何やって私が思ったのが、だから2年かそこら前ですよ。大竹市の上水って4億円台ですからね、トータルで。しかももうかる仕事ではないですから、4億円余りの売り上げというか、それで4億円余りの費用ですよ。その中に1億円の、ひょっとしたらなくても済むのではないかっていう1億

円の水が入ってるわけですから、それはどでかいですよ。そこに気がつかないですよ、なかなかね。

でも、気がついてみたらやっぱり、ずっと探してみたら奥があるわけですよ。だからこれも、ここまで来たんですから、あとは皆さん、上下水道局の方をはじめ皆さんで上手にやってほしいなと思いますし、大竹市だけが嫌ならやめるっていうカードを持ってるわけですよ。ほかの町は、さっきの江津市ではありませんけれども、もう完全にもう、そういう県用水とかに乗っかってますから難しいんだと思いますけれども、大竹市は一番言いやすい立場ですから、右代表でぜひ、県用水が適正価格になるように、値切れって意味ではありませんよ。適正価格になるように努力をしてほしいなと思いますけど、そのあたり、分かりましたとも言いにくいでしょうけど、何か御答弁お願いします。

○議長（賀屋幸治） 業務課長。

○上下水道業務課長（三浦暁雄） 以前から御指摘をいただいているように、県用水、確かに自己水と比べたら相当高いというのは認識しております。ただ、私どもといたしましては、県用水をやめていくということではなくて、その水源の複数化をすることによって安定的な運営を図っていきたいという側面もございますので、今後とも受水費の削減については県と交渉していきますので、そこは御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

できれば議会も、私が1人で言ってもしょうがないですけども、議会にもちゃんと報告いただいて、もう議員の皆さんが確かにそうだなと思えば、それはそれも後押しになるでしょうから、そういうことを利用して、ぜひ県用水の方もね。

ほかの県と違いますからね。ほかの県は赤字か黒字かすれすれでやってるわけですから、広島県だけべらぼうに利益をためてますからね。だからそういうのも含めて、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。なお再開は11時25分といたします。よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

11時12分 休憩

11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

続いて、5番、小中真樹雄議員。

〔5番 小中真樹雄議員 登壇〕

○5番（小中真樹雄） 1人会派、樹の会の小中真樹雄です。

当選から4年たちますが、私は4年間にわたって、ほぼ教育のことを質問とか指摘をさせていただきました。小学校高学年の外国語教科化に始まり、教員不足や教員の過重労働、また、現在4%から10%というような議論もなされておりますが、公立の義務教育諸学校



等の教育職員の給与等に関する特別措置法の問題点や中学校の部活の地域移行など、いろいろ質問させていただきました。

その掉尾を飾るに当たりましてはちょっと小ネタなのですが、私、新聞をいろいろ読んで題材を探してもなかなかなかったもので、苦渋の、ちょっと小ネタの質問になりますが、質問させていただきます。

中央教育審議会はこのほど答申した教育振興基本計画で、中学卒業時の英語力について、英検3級相当以上の生徒の割合を5年後に6割以上にするという数値目標を設定しました。現在の計画は5割以上で、文科省調査では令和4年度の達成率は49.2%だそうです。文科省では、現在の計画がほぼ達成されたのでさらに向上を目指すと説明しています。

令和5年度版第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画によると、令和3年度の12月1日時点での中学3年の英検3級以上取得者割合は36.7%となっています。最新の数字はどのようになっていますか。目標値は令和6年度まで40%となっていますが、変更する予定はありますか。文科省の数値設定はハードルが高過ぎて、もっと現実的な対応が必要と私は考えておりますが、ぼちぼちやるしかないと思います。

市教育委員会は年1回、検定料の全額助成を行ってきていますが、英語力向上のためにはどのような工夫が必要で、現状何が一番難しいと感じていますか。また、今後の見通しを教えてください。

それから、2番目に、市民文化講演会の復活をとということなのですが、今はまだ梅雨ですが、そろそろ梅雨を過ぎると緑陰に憩う季節が間もなく訪れます。私の記憶が正しければ、以前は大竹市でも時の人などを招き、文化講演会が開かれていました。どんな人が来るのかを楽しみにしていたものです。私が毎日新聞今治通信部時代に取材で聞いた城山三郎さんの「秀吉と武吉」についての講演などは、今も記憶に残っています。

山口県光市などは今でも市民夏季大学を行っています。今年は何か3人の方を招聘されており、地元の「ファーストペンギン！」で有名な萩大島船団丸の代表の方なんかも講演されるみたいです。

この市民文化講演会、かつての講座っていうのはどのような経緯でなくなったのでしょうか。復活することはできないものでしょうか。検討をお願いします。

以上で、壇上の質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 小中議員におかれましては、平素より本市教育への充実に向け御意見、御示唆をいただいておりますことに、まずもちまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、中学校卒業時、英検3級以上6割の数値目標に関わる御質問についてです。

市立の中学3年生の英検3級以上取得者の割合は、令和4年12月1日時点で35.1%です。これは実際に英検3級以上を取得している生徒の割合であり、文部科学省の示す英検3級相当以上の英語力を身につけている生徒の割合は、37.8%となっております。

第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画における令和6年度までの目標値の変更については、年度によって多少の上下はあるものの、現時点では目標値に達していないことから、変更の予定はありません。

なお、目標値の40%は中学3年生で実際に英検3級以上を取得している生徒の割合であり、文部科学省の示す英検3級相当以上の英語力を身につけている生徒の割合とは異なることから、英検3級相当以上の英語力を身につけている生徒の割合についても、引き続き把握しておく必要があると考えております。

次に、英語力向上のためにどのような工夫が必要で、何が一番難しいと感じているのかについてでございます。

英語学習の難しさは、外国語を学習することへの苦手意識や抵抗感にあります。平成29年の学習指導要領の改訂により、教科書の学習内容や英単語数が増加しており、英語学習に苦手意識を持つ生徒が増えています。

英語力向上のために、授業ではさまざまな工夫を取り入れています。例えば、ALTを活用して英語を話す、聞く機会を増やしたり、ALTから外国の文化について紹介してもらったりする学習です。

学校からは、生徒がALTとのやり取りを通じて自分の英語力に自信を持つことができた、英語や外国文化への興味・関心や意欲が高まったという声が届いています。また、単元の終わりにゲーム形式の活動を取り入れて、楽しみながら学習できるような工夫もしています。

さらに、令和5年度から始まった県の事業を活用し、タブレットでの個別学習を取り入れることで、自分のペースで学習を進めながら英語力を身につけることができるようになりました。

今後の見通しですが、学校では引き続き御紹介した英語力向上につながる授業づくりを進めるとともに、市教委としましては、ALTの配置や英検の費用助成を続けることで、生徒の英語学習への意欲づけを図り、英語力向上につなげていきたいと考えております。数値目標についても、今後の状況を見ながら検討をしていきたいと考えております。

次に、市民文化講演会の復活についてですが、市民文化講演会は、講演会を通じて地域の文化・芸術活動の活性化を図ることや、市民の皆様がさまざまな文化要素に触れ、御自身の知識や理解を深めるなど、まちづくりや人づくりにつなげることを目的として、政治、経済、医療などの各分野で著名な講師を招き、社会状況に応じたテーマを選定し、毎年実施をしていました。

当時、一定の成果を収めたものと考え、市制施行60周年記念事業と合わせて開催した平成26年度の講演会を最後の事業としました。本事業の終了後は、平成29年度に文化・スポーツ講演会開催事業として、一般財団法人地域活性化センターの公共スポーツ施設等活性化助成事業を活用したドリーム野球教室を開催し、カープOB選手を講師に迎え、実技指導とトークショーの形式の講演を行っています。

今後も、市民文化講演会という名称となるかは分かりませんが、状況によっては単年度事業として、文化やスポーツに関連した講演会を開催する可能性はあると考えています。

御提案いただきました市民文化講演会の復活ということでは、現時点では考えてはおりません。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） 特に再質問ということではないんですが、1番目については、ちょっと私見を述べさせていただきたいと思います。

中教審がこういう英検3級以上何割という設定を設けたっていうのは、多分、これは私の考えなんですが、経済界がグローバルな人材を育成するために英語力の強化をとか、そういうような形で中教審にいろいろ要請とかをしたのではないかと考えられるわけです。

私が思いまするに、英語を楽しむ子供たちが増えるのはいいですよ。それで私は、何も中教審の数値目標に沿うようにやってほしいと教育委員会に言ってるわけでは、全くありません。もっと自由に伸び伸びと英語を楽しむ子供たちを増やしてほしいと思うだけで、個人的には数値目標を設定するなんてナンセンスだと思っておりますし、中教審のやり方自体っていうか、その経済界から何か言われてやると。

私が一番中教審のやり方に疑問を感じているのは、高校の現代国語で理論的な文章をたくさん読ませる、その代わりに文芸作品を半分にするという指導要領の改訂をしたときに、一体何を考えてるのかなと。

要するにグローバルな人材っていうのは、英語がしゃべれるっていうのはあくまでもツールであって、国語及び日本の文化への深い理解なしにグローバルな人材は、私は育たないと思います。ですから、私が教育委員会にお願いしたいのは、もちろん英語教育も大切ですが、国語教育をもっと徹底してやっていただきたい、これは私の願いです。

もう1点の、文化講演会っていう形ではなくても、開いていただければ単年度でも結構です。時の人で、そういう市民の方に機会を今後も与えてくださればと。

あと、もう1つ最後のお願いとして、もうちょっと図書館の図書購入費を上げていただければと。これをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 答弁はいいですか。

○5番（小中真樹雄） はい。

○14番（日域 究） 続いて、2番、末広天佑議員。

〔2番 末広天佑議員 登壇〕

○2番（末広天佑） スマイル会、末広です。よろしくお願いいいたします。

今回はふるさと納税について質問させていただこうと思います。たびたび話題に上がる議題で恐縮ですが、状況の移り変わりも激しく、納税額自体も伸び悩んでるということで、いま一度どういう考えかお聞かせいただければと思います。

後の質問のために、あえて個人版ふるさと納税と言わせていただきますが、まず、1点目として、個人版ふるさと納税の令和4年度の収入状況をお伺いいたします。

2番目に、ふるさと納税はなかなか安定的な財源とは言いがたいですが、貴重な財源に違いはありません。大竹市にとって、現在のふるさと納税による寄附の重要性について、どのような認識でいるかお聞かせください。それを踏まえて、今後の方針や課題があれば

教えてください。

ここから今回の質問の本題に移らせていただくんですが、3点目ですね。納税の種類の一つに企業版ふるさと納税、正式名称は地方創生応援税制とありますが、こちらについてお伺いしようと思います。

まず、御存知ない人のために、この制度について御説明させていただきます。

一般的にふるさと納税と言われているのは、個人版です。御存じの方は多いと思うので、ここでの説明は省かせていただきます。対して企業版ふるさと納税ですが、文字どおり企業が寄附するふるさと納税です。基本的に、内閣府に認可された地方創生に関わる事業に寄附することができます。

大きなポイントとして、寄附額の最大9割が法人住民税などから控除され、例えば100万円寄附するとしたら、企業側の負担は10万円で済みます。残り90万円は国から補助されるという認識で大丈夫です。ただ、制限として、寄附をしようとする自治体に本社がある企業は寄附ができません。返礼品などありません。経済的な見返りは全て禁止されています。

この企業版ふるさと納税について、7年ほど前に一度、一般質問されています。ですが、そのときは制度ができて間もなく、先ほど言った事業の認可の条件も非常に厳しいもので、控除額も6割で利用が少ないものでした。そのときちょうど大竹駅の開発事業が検討されていた時期でもあったのですが、期限的に厳しく、活用はされませんでした。その代わり大竹駅に関してはクラウドファンディングで寄附を募ったのは、記憶に新しいと思います。

令和2年度からこの制度も改正され、かなり申請の条件が緩くなりました。そのこともあって、利用する自治体はかなり増えております。令和3年のデータになりますが、その当時でも、申請だけなら全国で9割以上の自治体が申請されています。実際、寄附を集められた自治体は、全国で6割に上ります。広島県に限ると21市町が申請されており、その中の17の自治体が実際に寄附を集めています。令和4年度はもっと増えているかもしれません。現在、広島県で申請していないのは、大竹市ともう1つの町だけです。

金額に関しても、お隣の廿日市市は令和4年度に20以上の企業から寄附を集めており、ホームページ上に公開はされているのですが、そのうち半分以上の企業は金額は公表されておりませんが、公表されている分だけでも3,000万円以上。和木町では防犯カメラの設置に100万円の寄附を集めています。安芸高田市は、田んぼアートの事業で8,000万円の寄附を集めておられます。

ここまで聞いて皆さん思っておられる方もいらっしゃると思うんですが、すごくもったいないなと思ってるのではないかなと思います。何でやってないんだろうと。もう過去のことなのでそちらの理由はお聞きしないんですが、これからこの制度を利用することができないでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 関心、注目度が薄れてまいりましたふるさと納税のことにつきまして

御質問いただきました。ありがとうございます。

行政は収入の範囲でしか運営できない基本的な仕組みでございます。その中でふるさと納税は、安定した財源ではありませんが、全国の方からより多くの寄附をいただける可能性がある、貴重な財源の1つであると考えています。

まず、個人のふるさと納税における現在の収入状況と今後の方針についてでございます。

ふるさと納税制度は、ふるさとを応援するために行った自治体に対する寄附について、税額控除を拡大する制度としてスタートしました。その後、返礼品で寄附を誘導する自治体が増えたため、返礼品に対する一定のルールが定められ、平成31年度に運用が開始されました。本市においても平成27年度から返礼品による寄附額を増やす取り組みを始め、令和4年度の決算見込みでは、約5億2,000万円の寄附となっています。

国においては、ふるさと納税について3つの意義を掲げています。

1つ目は、納税者が寄附先を選択できることで、税の使われ方を考えるきっかけとなること。2つ目は、故郷やお世話になった地域、応援したい地域の力になること。3つ目は、自治体が全国に取り組みをアピールする必要があるため、自治体自身が地域のあり方を改めて考えるきっかけとなること。この3つの意義について、本市の現状と課題、取り組みについて説明をいたします。

1つ目の意義である納税者の納税意識の向上ですが、このことは本市に限らず、全国的なふるさと納税の枠組の中で、納税者自身の納税に対する意識向上が図られているものと思われます。

2つ目の意義は、自治体にとってはふるさと納税は貴重な財源となるということです。先ほど申しましたとおり、令和4年度は約5億2,000万円、令和3年度は約6億3,000万円と、全国の自治体の平均額を上回る寄附をいただいております。財源確保という意味では一定の成果を得ていると考えています。

寄附額の伸び悩みという点ですが、ふるさと納税を運営するポータルサイトとの意見交換やデータ分析を行い、本市に足りない部分や強みについて現在調査研究を行い、動き出しているところです。

一例ですが、現在掲載している工業用品の多くは比較的寄附金額の高い返礼品となっていますが、工業用品でも返礼品単価の低いものを取り扱うことでより多くの方に間口を広げ、地元の返礼品も含めて、まずは見ていただくきっかけを増やすことに取り組んでいきたいと考えています。

3つ目の意義では、自治体のプロモーションという観点重要です。現在、工業製品を中心に返礼品を取り扱っており、ふるさと納税を通して、ものづくりのまち大竹としてのプロモーションが可能と考えています。また、ふるさと納税は大都市圏からの寄附が多いこともあり、大都市圏の寄附者が本市をイメージする場合、海と山、自然豊かで穏やかな瀬戸内の景色を思い浮かべる人が多いのではないかと考えています。そのため、工業製品だけでなく、瀬戸内からイメージされる地元の加工品や農林水産物についても、ふるさと産品として展開したいと考えています。

しかし、市域も狭く、生産量や生産者の課題、加工や流通の課題もあり、新たな返礼品

がなかなか出ないのが現状です。本年度から総務課から産業振興課に事務を移したことで、観光客を含めた市の魅力発信や創業支援、特産品開発補助なども並行して行い、ふるさと納税を盛り上げていきたいと考えています。

最後に、企業版ふるさと納税の活用の可能性ですが、企業版ふるさと納税は、通常の寄附と異なり寄附控除の率が高く、税制面での優遇が高い制度です。しかし、寄附を行う企業にとっては、寄附に対して経済的利益の供与が制約されることや、寄附の控除率が高いとはいえ、自己負担部分もあります。企業側のメリットとしては、寄附を通じた社会貢献を行うことでのイメージアップや、関連事業の支援により企業が求める需要を高めることなどが挙げられます。そのため、行政の一方的な思いでは寄附が成立せず、行政と企業双方の思いが一致したときに初めて成功するものと考えます。

寄附を募るためには企業に賛同してもらえる仕掛けが必要であり、市の情報発信力も問われますが、有効な財源として、本市でも企業版ふるさと納税を活用した事業を実施できる可能性はあると考えています。

ただし、寄附金を充当できる事業は、新規事業または拡充事業のみが対象です。一般的に新規事業は、財源確保の見通しが立たない限り実施はできません。企業版ふるさと納税を財源とする場合は、まずは企業の寄附があることが前提で事業を行う必要があります。応援していただける企業を探すにも時間がかかるため、確実に進めていかなければならない事業の財源には向いていないものと考えます。

これまでは本市においては、企業版ふるさと納税への積極的な取り組みを行っていませんでしたが、他市町の事例やさまざまな企業の活動実績や企業理念を調査分析し、市の事業の中に企業理念と近いものがあれば、企業側にマッチングを試みることも必要と考えています。

まずは多額の寄附を必要とする大きなハード事業ではなく、比較的小さなソフト事業で可能性を探っていき、事業を実施することにより得られるノウハウを基に、次の事業につなげていきたいと思えます。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうどを予定をいたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 6 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（網谷芳孝） 皆さんこんにちは。それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議員再質問ということで、2番、末広議員の再質問からお願いします。

末広議員。

○2番（末広天佑） 御答弁ありがとうございました。

まず、個人版のほうですけれども、さらにPRに力を入れていただけるということで、わざわざ東京まで行って営業までしていただいているところは非常にありがたいところですが、PR、これ考え方が非常に難しいところではあると思うんですが、予算のところなんですけれども、PR、広告ってかけなさ過ぎたら全く効果がないこともありますし、かけ過ぎても費用対効果がついていうところがあると思います。

ここはしっかり有識者と協議していただければと思うんですけれども、先ほど企業版のほうもやっていただける、検討していただけるっていうお話もあったと思います。さらにこちらもPRしていかないといけないところではあるんですが、そこで予算ですね。次の予算、今期はともかく、ちょっと増やしていただける検討の余地はございますか。お願いします。

○副議長（網谷芳孝） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） PRについての予算でございますけれども、現状インターネット等のポータルサイトからの寄附が多いようで、その分でウェブ広告のほうをしておりますけれども、その分は引き続き継続をしていく予定でございます。

また、企業版について、今後するに至った場合はこういった形でPRするのが有効かというのも含めて、予算のほうは検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 末広委員。

○2番（末広天佑） ありがとうございます。先ほど言いましたとおり、この考え方は難しいところでもありますので、しっかり協議していただければと思います。

企業版のほうなんですけど、この制度、比較的申請の自由度が高いですけれども、令和2年度の制度改正後は、自治体ごとに策定されている総合戦略だけで申請ができます。

基本的に自治体の事業はその総合戦略に沿って事業をつくっているんで、ほとんどの事業が寄附対象になると思うんですが、御答弁の中に、1件寄附の確約がないとなかなか検討するのが難しいっていうお話があったんですけど、これ7年前も同じことをおっしゃっていただいたんですが、実際申請だけされてる自治体は、実際寄附に至ってないところは全体の3割あるはずなんですけれども、これ申請そのものはできると思うんですが、そこを何かされない理由というか、難しい理由ってございますか。

○副議長（網谷芳孝） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 申請のほうをしないという理由というのはなかなか難しいんですけど、先ほど一応事業を進めるに当たっては、財源がないとなかなか進めないというところで市長のほうも答弁させていただきましたが、そのタイミングというもので、現状では計画の申請に至ってないというところはございます。

ただ、これからはそういった部分も踏まえて計画のほうを申請するというのも含めて、検討はさせていただきます。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 末広議員。

**○2番（末広天佑）** ありがとうございます。

実際、とりあえず申請がいいっていうのは是非はあると思うんですけども、申請したらまず国のホームページには載ります。そこで寄附に至ることはないかもしれないんですけど、もしかしたら自治体に関係の深い企業が興味を持ってくれる可能性はゼロではないですし、令和2年の改正後からは、改正前は事業に対しての事業費を載せなくてはいけなかったんですけども、今は載せなくても申請は可能なはずですよ。なので、とりあえずの是非もあります、そこも検討していただいて申請していただければと思います。

この企業版ふるさと納税なんですけれども、実際、とりあえず申請した後、寄附に至るのが非常にハードルが高いんですけども、先ほど答弁でも言っていたとおり、企業側にどうやって理解を求め、メリットをどう説明するかが非常に悩ましいところだと思います。

反対に、逆に考えて、今、企業版ふるさと納税、令和3年度までのデータしかないんですけども、7年前に比べたら30倍に寄附額が増えてます。7億円だったのが今220億円、令和2年度に比べても倍に伸びてます。そういう、どんどん企業が増えている中、積極的に寄附をしていただく企業が増えている状況で、例えば決まった事業、SDGsの事業とか子育ての事業、スポーツ推進事業とかに積極的に寄附していただけるような企業が結構ございますので、そういったところからのアプローチも探していただくことも、必要なのではないかなと思います。

一番の問題は、多分その企業に働きかけるのに、実際、職員が営業をかけなくてはいけないっていうところが非常に悩ましいのかなと思います。結局、私も飛び込み営業を社会人になってから何年かやってましたけど、なかなか結果に結びつくことって難しいんですけども、最終的にはやっぱり熱意だったり、人を見ていただいて結果につながるっていうことがあると思いますので、ぜひ職員の方に自分の事業を、結局、自分の足で財源を稼げる制度であるので、自分が関わる事業にしっかり熱意を持って営業をかけていただければと思います。

先ほども言いましたとおり、令和2年度から倍増しており、今後も伸びていくと思われま。企業版ふるさと納税の活用において重要なのは、財源の確保だけでなく、先ほどから言ってますけれども、PRが非常に重要になってきます。個人版は、物がよければ、その人が欲しいと思えば寄附していただけるんですが、企業版のほうは事業をまず理解していただかないといけない。それをどうやってPRしていくかっていうのが非常に悩ましいところだと思いますので、それを十分検討していただければと思うんですけども、今メディアなんかとも、有識者としっかり連携していただいて、今伸び始めているので、そういった営業の代行とか資料作成なんか全部やってくれるようなサービスもございます。もちろん予算の問題もあると思うんですけども、そういったところの情報収集はしていただいたほうがいいのかと思います。

最後に、個人的な考えを述べさせていただくんですけども。この企業版ふるさと納税は、今後の大竹市にとっても大きな意味を持つと考えています。これから小方の開発事業が計画されますが、その事業にとっても企業版ふるさと納税は活用できると思いますし、



その事業で協力していただけるような企業との関係をつくっていくのにも最適な制度だと考えています。実際、この企業版ふるさと納税の目的に、自治体に関わる企業を増やしていく、関係をつくっていくっていうところも載っているはずなので、そこも頑張っていたらと思います。

地方自治体が企業から直接財源を確保できる制度はこれだけだと思います。これは現在の政府にとっても大きな意味を持つと思ってます。この制度は、今のところ令和6年度までの事業になっていますが、そういう観点から、継続はされていくんじゃないでしょうか。

個人的な見解を述べた上で、最後にちょっとお伺いできればと思うんですけども、もうやっていただける、前向きに考えていただけるということで、執行部側はどういうふうにサポートしていただけるかなというのを最後に聞かせていただいて、質問を終わろうと思います。

○副議長（網谷芳孝） 総務部長。

○総務部長（佐伯和規） 個人版も企業版もふるさと納税、いろいろ寄附をされる方、損得だけでされる方もいらっしゃると思いますが、できれば大竹市の魅力を発信して、企業版であれば、大竹市のこういった事業をやっているというものに、その理念に賛同していただける方、そういったことを増やしながら、結果として納税額が増えていけばという考えは持ち合わせておりますので、議員がおっしゃるように、近年は計画の策定であるとか寄附をしやすい環境づくりというものが整っておりますので、こういった方法が、よりその企業なりに賛同いただけるかどうかといったところを踏まえて、研究しながら努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 続きまして、一般質問を続行いたします。

9番、西村議員。

[9番 西村一啓議員 登壇]

○9番（西村一啓） 9番、清誠クラブ、西村一啓でございます。質問の機会をいただきましてありがとうございます。

私は現在、少子化問題で取り上げられております子供の遊び場、あるいは放課後の遊び場についての質問をしたいと思います。

最近、市内の各地域で、PTAあるいは自治会を通じて、子供たちの遊び場の問題が取り上げられております。

質問の前に地域の問題を申し上げますと、やはり子供たちが集団で遊ぶという機会が非常に少なくなっています。これらはやはり環境の問題もあるんですが、昔のように、ひいては我々が子供の頃は道路で遊んだり、裏の田んぼで遊んだり、あるいは近くの広場、空き地で遊ぶこともできました。しかしながら、最近ではそういうことがほとんどできない状況であります。

子供たちの放課後及び日・祝・祭日の遊び場について、ここで改めて御質問をさせていただきたいと思っております。

最近は少子化と言われていますが、地域の子供たちはそれぞれに元気で遊び回っている

ようです。現状は子供の遊び場が限られてまいりました。従来からの地域の広い道路や空き地を利用して遊んでおりましたが、最近では特に安全や安心が指摘され、地域の限られた公園で遊んでおります。

子供たちはこれで満足しているとは限りません。なぜならば指定された公園では、遊び場、公園内でのボール遊びやサッカーボール、野球等は控えてくださいとの大きな看板が掲示され、広い公園であれば、さらには事前に使用許可申請、あるいは申し込みも必要な箇所が幾つもあります。小さな小学生・中学生の学童・生徒は、これらをその都度申請することはできません。大人の手を借りなければなりません。

さらには遊びの中で怪我をした場合、管理監督、補償、保険等が先に言われて、子供たちは窮屈な中での遊びを強いられているのが現状でございます。さらには公園の規制の中に、遊びに夢中になって、近隣の住民に迷惑がかかる場合もあると思います。あわせて、地域の自治会を通じて地域からの苦情やお叱りも出てくると思われます。

子供たちはこのような環境の中、友達と遊びを通じて仲よく子供たちの世界で先輩・後輩の関係を築きながら、体力の増進や社会秩序の勉強も、遊びを通じて自然に吸収しながら成長しているものと思われます。少子化と言われる中、大人の我々がどこまで子供たちに対応していけるのか。あるいは行政として、住みよい暮らしやすいまちづくりと言いつつも、どこまでしてあげられるのか。伸び伸びと遊べる場所が提供できるということは、やはりいろいろな取り分があると思われます。

私は、次の3つの質問を通じて、本市の取り組みや考え方をお尋ねをいたします。

初めに、市内には大小合わせて57カ所公園があります。皆さんも御承知と思いますが、晴海臨海公園、さかえ公園、本町公園、立戸、JR付近の広場、まだいろいろ市内に大きな公園もあります。しかしながら、ほとんどの公園で子供たちが遊ぶのはごく僅かでございます。

こうした中、特に将来大竹市のランドマークとなるべき亀居公園も利用すべき公園の1つではございますが、何分あそこは、小さなお子様を連れた若いお母さん方が遊びに行くというには、あまりにも条件が悪い。駐車場もなし、車で上がるのもきつい坂。もっとああいう公園を自由に遊べる場所に変えられないかということもお尋ねしたいと思われます。

2つ目には、子供たちが町なかで安心して遊べる場所づくり、各地域の自治会やPTAに協力依頼はできないのか、どうすれば地域の子供たちが安心できる遊び場の確保ができるのか、地域住民との協力体制はできないものか、こうした点についてもお伺いをいたします。

3つ目でございますが、現状、遊べる場所が見当たらないのなら、市内の各地域にあります公共用地、小・中学校の校庭の一部の開放や、あるいは市が所有しています市営住宅、玖波、黒川、三ツ石、立戸、白石等、従来からの市営住宅が老朽化した部分、取り壊して広場が出来上がりつつあります。これらの市有地を自由に使える方法はできないのか。また、取り壊した後は、いろいろ販売するに至っても、急傾斜地に沿った部分にある住宅、空き地が多い関係上、いろいろ費用も負担もかかります。これらに砂を入れてグラウンドにすれば、安く、しかも子供たちが野球やサッカーボールを蹴って遊べる場所の提供もで

きるのではないかと思います。

ましてや、午前中は近隣の高齢者がグラウンドゴルフをして遊んだり、ゲートボールをして遊んだりというような、高齢者の楽しむ場所も提供できるのではないかと思います。

これら3つの観点から、それぞれの立場の担当部のお考え、あるいは市長がいつもおっしゃいます、住んでみたい、住んでよかった大竹市を目指すためにも、子供たちをいかに大切にしまちづくりをしていくかは大きな課題であります。

こうしたことについて、壇上での質問は終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員がおっしゃるように、遊びで子供は心身ともに大きく成長するものだと思います。次の大竹市を担う子供たちの健全な成長のための御質問、ありがとうございます。

3点目の御質問のうち、小・中学校の運動場の活用方法については後ほど教育長がお答えをいたします。

まず、1点目の子育て支援における子供の遊び場づくりの取り組みについてお答えをいたします。

本市では令和2年3月に第2期大竹市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育てをしたいまち おおたけを基本理念として掲げ、子供たちを産みたい、育てたい、支えたいと思えるまちの実現を目指しています。この基本理念を実現するため、さまざまな子育て支援施策を展開する中で、子育てに優しい生活環境の整備として、世代に合った遊び場を確保するための取り組みを、担当課ごとに行っているところです。

この計画を策定するに当たり、小学生以下の児童がいる世帯を対象としたニーズ調査を行いました。どのような子育て支援を充実してほしいかという質問に対し、公園や児童館などの遊び場の充実と回答された方の割合が最も高いという結果でした。

この結果を踏まえ、子供や保護者が気軽に楽しく遊べるような屋内型の子育て施設として、令和4年度に子育て支援センターどんぐりHOUSEをにじいろこども園内に移設し、内容を充実させました。また、既存の晴海臨海公園やさかえ公園などの遊具のある屋外施設などの充実や、利便性の向上に取り組んでいるところです。

現在の子ども・子育て世帯を取り巻く背景として、共働き世帯や核家族の増加などにより、子供に対する大人の目が届きにくいという状況がありますが、このような社会情勢の変化に対応しながら、将来の大竹市を担う子供たちが安心・安全に遊び、学ぶことができる環境を整備していくことが必要であると考えます。

次に、2点目の公園の運営や管理における各地域での取り組みの対応についてですが、市内各地の公園が子供や保護者が気軽に楽しく遊べる地域の身近な場所となるよう、公園のあり方を地域住民と模索しながら行っています。

市内には市民の憩いの場、休息の場、レクリエーションの場として利用していただくことを目的に、晴海臨海公園、亀居公園、さかえ公園といった広い公園のほか、主に公園の周辺地域に居住される方が容易に利用できる小規模な街区公園を55カ所設置しています。

この街区公園の清掃や除草などの日常の維持管理については、地元自治会に御協力をいただいているところです。

公園の利用においては、小さな子供から高齢者まで幅広い年代で利用されており、ほかの公園利用者や周辺住宅などに配慮していただければ、サッカーやキャッチボールなどのボール遊びを禁止していません。しかしながら、ボール遊びによる騒音などのトラブルにより苦情や要望があった場合には、地元自治会と公園利用のルールなどについて協議し、そのルールを記載した看板を市で設置し、公園利用者に周知するよう取り組んでいます。

今後も街区公園については、日常の維持管理をしていただいている地元自治会と連携・協議しながら、それぞれの地域に合わせた運営を行い、子供たちが安全で安心して遊べる場にもなるよう、引き続き努めてまいります。

最後に、3点目の市営住宅地の空き地等を利用できないかについてですが、市営平屋住宅解体後は、新たな市営住宅や公共施設として利活用する計画のない用地については、解体が完了した団地ごとに、公募などにより売却を進める方針です。

しかしながら、新たな利活用が決定される、または売却するまでの一時的な期間において、例えば自治会が管理し、利用したいということであれば、支障がない範囲で使用を許可することは可能と考えています。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、西村議員の御質問にお答えをします。

子供の成長にとって遊びは欠かせないものであり、遊びを通じた体験やスキルの習得は、子供の健全な発達に大きく寄与します。しかしながら、近年はゲームなどの普及や犯罪などの懸念から、子供が屋外で遊ぶ機会や、自由に遊べる場所が減少する傾向にあります。このような状況を受け、地域において子供たちが安全かつ健康的に遊ぶ環境を整備することが必要であると認識をしております。

学校施設の活用については、学校教育に支障のない範囲で一般への開放を行っています。特に運動場や体育館などは、学校開放事業として生涯スポーツの普及・振興、青少年の健全育成、地域住民のコミュニティづくりなどの目的のために市民に開放しており、放課後や休日にはスポーツ少年団などが活動し、数多くの子供たちがサッカーやバスケットなどの練習に取り組んでいます。

ただし、学校施設は公園などとは違い教育施設ですので、セキュリティーや施設・利用者の安全管理の問題などを考慮し、好きなときに自由に利用させることは認めてはおりません。学校開放事業のルールとして、事前に利用団体の登録をしていただき、施設の利用前には教育委員会へ申請書を提出し、許可を得る必要があります。

利用に当たっては、児童生徒の学習環境を良好に維持するために、利用団体の責任者には子供たちに適切な指導を行い、ルールを守りながら適正に利用してもらうよう求めています。

また、学校開放事業だけでなく公民館や学校施設などにおいても、放課後子ども教室事

業を行い、子供の居場所づくりに取り組んでいるところです。

これからも子供たちが健やかに成長できるよう、安心して遊ぶことができる環境づくりに努めてまいります。引き続き地域の皆様と連携して取り組んでまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○副議長（網谷芳孝） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御答弁ありがとうございます。よく分かりました。

今言われたように、地域の場合は自治会を通じて、市有地の公共用地の使用が可能になるという市長の御答弁をいただきました。心強いものと思い、また、地域にそれぞれ説明をしてまいりたいと思います。

それから、2番目に質問しました学校の校庭云々につきましては今、教育長が言われたように、学校という特殊なルールの中ですので、あまり勝手にはできないということはお分かりました。ただ、今の答弁で皆さんがやっと理解できるのが、従来からそういうことを意外と知らないんですよ。やはり地域にそういうことをきちっと説明できる、使用はこういう意味でできないんですよとやらないと、昔の親は学校に行って遊べと言っていました。今そういう親はいません。それぐらい学校は門扉が閉められ、入りづらい状況に、今なってます。だからこそ、先ほど申し上げましたように市有地の、ああいう公共用地を活用できないかということでございます。

それで質問はこれ以上のものはないんですが、ただ、最後の質問としてお願いしたいのは、子供たちが地域で、グループで遊ぶということは、将来、大竹市に定住して住んでくれるものと考えたときに、今まさに少子化と言われてますけど、高齢者の問題の中で、地域のコミュニティ、言い換えれば自治会活動なんかもなかなか前に進まない状況になりつつあるんです。これはやはり子供の頃からお兄ちゃん、お姉ちゃんを通じて、遊びながら上下関係を形成していくことによって、地域の自治活動にもつながるものと私は信じております。

こうした点、子供たちが将来にわたって安心して安全で遊べる場所には、都市計画課、あるいは監理課、土木課、教育委員会、それぞれの担当部署の職員の皆さんにはこれからも骨を折っていただいて、目の前にあります亀居城を中心に、大竹市の若い母親が小さい子供を連れて遊びに行ける場所。市役所の奥には、晴海臨海公園もあります。いろんな面で利用する価値はいっぱいあるんですよ。それをもっと大竹市はPRをして、大竹市は住みよい町、住んでみたい町なんだよということにもっと努力をするようお願いをいたしまして、以上で、質問は終わります。ありがとうございます。

○副議長（網谷芳孝） 答弁よろしいですか。

○9番（西村一啓） よろしいです。

○副議長（網谷芳孝） 議事の都合により暫時休憩いたします。なお、再開は13時45分を予定しております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

13時33分 休憩

13時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第10〔一括上程〕

報告第 1号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 2号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 3号 事故繰越しの報告について（一般会計）

報告第 6号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大竹市一般会計補正予算（第1号））

認 第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

議案第54号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（賀屋幸治） 日程第4、報告第1号継続費繰越しの報告について（一般会計）から日程第10、議案第54号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る7件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第6号、認第4号及び認第5号、議案第54号につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましては、令和4年度から令和5年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので御報告させていただきますのでございます。

それでは、まず、報告第1号、継続費繰越しの報告についてを御説明申し上げます。

第8款土木費の大竹駅周辺整備事業は、平成30年度から令和5年度の6カ年の継続費を設定しておりますが、令和4年度の予算のうち、6億3,481万4,676円を令和5年度へ逓次、繰り越したものでございます。

大竹駅東西広場整備事業は、令和4年度から令和6年度の3カ年の継続費を設定しておりますが、令和4年度の予算1億8,500万円を令和5年度へ逓次、繰り越したものでございます。

第10款教育費の大竹小学校プール建設事業は、令和4年度から令和5年度の2カ年の継続費を設定しておりますが、令和4年度の予算のうち5,695万円を令和5年度へ逓次、繰り越したものでございます。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告についてでございます。

第3款民生費の養護老人ホームゆうあいの里改修事業は、防煙垂れ壁等改修工事について、工法検討に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでござ

います。

市立保育所等整備事業は、大竹保育所改築に係る基本計画の一部見直しにより、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

第4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業は、令和5年度も引き続きワクチン接種を実施するため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

第7款商工費の原油価格等高騰対策支援事業は、令和4年度、令和5年度の2カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

第8款土木費の橋りょう長寿命化事業（補修調査設計）は、国の交付金を活用し、令和5年度予定事業を前倒しで行うため予算化しましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため繰り越したものでございます。

橋りょう長寿命化事業（補修工事）は、小島橋補修工事について、小島潮遊池の水位の調整に時間を要したことにより、また、玖波30号線2号橋補修工事につきましては、補修材料の調達に時間を要したことにより、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

白石元町1号線道路改良事業は、道路設計業務等について、隣接する中学校関係者との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

白石5号線歩道改良事業は、関係する大竹小学校プール建設工事との工程調整の結果、プール建設工事完了後の施工となり、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）、（砂防）及び（港湾）は、広島県が施工する道路、砂防及び港湾の整備につきまして、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

一般河川（水路）浚渫事業は、しゅんせつ土の乾燥に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

小方地区のまちづくり事業は、小方新駅需要予測等検討業務について、令和4年度、令和5年度の2カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

大竹駅周辺無電柱化事業は、電線管理者との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

大竹駅周辺整備事業は、鉄道事業者との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

第10款教育費の大竹駅伝競走大会運営事業は、選手やスタッフの安全確保等の課題により開催ができなかったため繰り越したものでございます。

第11款災害復旧費の小栗林水路災害復旧事業、道路災害復旧事業及び河川災害復旧事業は、災害復旧事業費国庫補助金を財源として実施しているところであり、予算化から事業完了までに時間的余裕がなかったため繰り越したものでございます。

次に、報告第3号事故繰越しの報告について御説明申し上げます。

第 8 款土木費の県営事業負担金（港湾）は、広島県が施工する護岸改良工事において、関係権利者との工事調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らず、県が事故繰越しを行ったため、これにあわせて市予算を繰り越したものでございます。

次に、報告第 6 号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、事業概要でございますが、令和 4 年度中に取得及び処分した用地はございません。

次に、収益的収支につきまして御説明申し上げます。

収入総額は 994 万 1,666 円であり、支出総額は 734 万 2,718 円で、差し引き 259 万 8,948 円の純利益となっております。

なお、財務諸表につきましては決算書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、認第 4 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号））を御説明申し上げます。

国の方針に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を特に受ける住民税非課税世帯や低所得の子育て世帯等に対して速やかに給付金の支給を行うため、その予算措置が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 8 日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出の総額に 1 億 3,597 万円を追加し、予算総額を 160 億 4,015 万 2,000 円としたものでございます。

内容といたしましては、住民税非課税世帯等に対して 1 世帯当たり 3 万円の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給するための経費として 1 億 1,024 万 8,000 円を計上したほか、低所得の子育て世帯等に対して、子供 1 人当たり 5 万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための経費として、2,572 万 2,000 円を歳出予算に計上し、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金などの国庫支出金を、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて歳入予算に計上したものでございます。

次に、認第 5 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））について御説明申し上げます。

本件は、令和 4 年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかになったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 5 年度の歳入を繰り上げてこれに充てるための予算措置が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 24 日付で専決処分いたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出の予算総額に 6 億 5,037 万 7,000 円を追加し、予算総額を 9 億 3,878 万 1,000 円とするとともに、一時借入金の借入最高額に 6 億 5,000 万円を追加し、一時借入金の借入最高額を 9 億 3,800 万円としたものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、令和 4 年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入の総額は 2 億 1,557 万 5,620 円となる見込みでございます。内容としましては、土地売払収入が約 820 万円、土地貸付収入が約 3,150 万円、一般会計繰入金が約 1 億 7,590 万円

でございます。

歳出の総額は8億6,595万2,087円となる見込みでございます。内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約220万円、公債費が2億7,180万円、令和3年度決算における繰上充用金が5億9,200万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと6億5,037万6,467円が不足となる見込みであり、この金額を令和4年度の不足額として、令和5年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

次に、議案第54号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億6,044万円を追加し、予算総額を162億59万2,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、103ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、983万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、自治会活動に必要な備品整備費用として、宝くじコミュニティ事業補助金を540万円計上するほか、国のマイナポイント事業の期間延長にあわせて、市の申込支援窓口を延長して設置するための経費として、443万5,000円を計上するものでございます。

第3款民生費は、63万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、生活保護基準の改定に伴い必要となるシステム改修経費を計上するものでございます。

第4款衛生費は、8,791万1,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国から示された方針に基づき、令和5年度の新型コロナウイルス接種を春と秋に実施するための経費を計上するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、6,205万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、5月6日から7日にかけての大雨により、市道阿多田1号線の道路のり面が崩落したため、復旧に必要な経費を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、歳入予算につきまして御説明申し上げます。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて1億1,934万5,000円を増額するものでございます。

第18款繰入金は、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款諸収入は、宝くじコミュニティ事業助成金540万円を計上するものでございます。

第21款市債は、災害復旧事業の執行見込みにあわせて3,530万円を計上するものでございます。

次に、第2表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について追加するものでございます。

以上で、報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第6号、認第4号及び認第5号、議案第54号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第6号の4件は報告事項でありますので、以上をもって終結をいたします。

お諮りいたします。認第4号及び認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結をいたします。

これより、認第4号及び認第5号を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

議案第54号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第13〔一括上程〕

報告第4号 継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）

報告第5号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計）

議案第55号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第11、報告第4号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）から、日程第13、議案第55号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 報告第4号、報告第5号及び議案第55号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まずは、報告第4号継続費繰越しの報告についてです。

本件は、令和4年度公共下水道事業会計における継続費の繰り越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により御報告するものです。

継続費として、複数年度にわたって実施することとしている小方排水区雨水函渠整備工事、大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務及び小方ポンプ場汚水沈砂機械電気設備改築更新工事の各事業について、令和4年度の支出予定額のうち支払い義務が生じなかったものにつきまして、それぞれ令和5年度に通次、繰り越しを行ったものです。

次に、報告第5号予算繰越しの報告についてです。

本件は、令和4年度の大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計及び大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものです。

初めに、水道事業会計の新町一・二丁目地内配水管改良事業ですが、配水管布設箇所がコンクリート舗装が埋まっていることが判明し、取り壊しに時間がかかることから、年度内の完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものです。

次に、上下水道局前駐車場整備事業ですが、本事業は、当初から次年度にまたがる契約となっており、年度内に完了しないため、事業の繰り越しを行ったものです。

続きまして、工業用水道事業会計の防鹿隧道配水池更生工事です。本事業については、当初の入札が不調となり工事の契約が遅れ、年度内の完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものです。

続きまして、公共下水道事業会計の新町一丁目地内管渠改築更新設計業務です。本事業については、関係機関との協議によって設計期間を延長したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものです。

次に、白石合流幹線改築更新工事ですが、本事業については、国の令和4年度補正予算による繰り越し事業として、補助対象となっているものでございます。

続きまして、議案第55号、令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案は、2件の事業について継続費の補正を行うものです。

まずは、小方排水区雨水管渠整備工事ですが、地盤調査の結果、雨水管渠の布設箇所が想定よりも固いことが確認されました。これにより、追加で地盤の先行破碎やこれに伴う周辺の地盤改良が必要となり、事業費が増加する見込みとなったため、本年度予算を5,000万円追加し、資本的支出の総額を12億8,777万5,000円とするものです。

次に、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務ですが、この事業は、地域共同法人日本下水道事業団に事業の実施を委託しているものです。

この事業については、令和4年度中の工事着手に向けて日本下水道事業団において2度の入札を行いました。12月は応札者なしの不調、3月は1社の応札がありましたが、設計額と入札額に大きな開きがあり、不落となっております。

6月中に新年度単価による再積算と入札条件の緩和による再入札を行う予定としていま

すが、これまでの入札状況から、現行の予算では再び不調・不落になる可能性は高いと判断しています。

既存のし尿施設については老朽化が著しく、本件事業が遅延することは避けるべきと考えていますが、今年度中の事業完了は困難であると判断しています。そのため事業期間を来年度まで延長するとともに、早期の事業着手を図るため、来年度の事業費を1億9,100万円追加し、6月の入札が不調・不落になった場合でも早急に対応できる態勢を取りたいと考え、補正を行うものでございます。

以上で、報告第4号、報告第5号及び議案第55号の説明を終わります。よろしく御審議賜り承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、報告第4号及び報告第5号の2件は報告事項でありますので、以上をもって終結をいたします。

議案第55号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 認 第 1号 専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（賀屋幸治） 日程第14、認第1号専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年5月8日に人事院規則が改正されたことから、職員の特殊勤務手当に関する条例につきまして、直ちに所要の改正を行う必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年5月8日付で、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明いたします。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更となったことに伴い、人事院規則において、防疫等作業手当の特例についての規定が削除されました。

このことに準じ、職員の特殊勤務手当に関する条例において、新型コロナウイルス感染症に関する措置に係る防疫等作業に従事した者に支給する特殊勤務手当の特例の規定を削除したものでございます。

以上で、認第1号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結をいたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15～日程第18〔一括上程〕

認 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議案第50号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第51号 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第15、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）から、日程第18、議案第51号大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正についてに至る4件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 認第2号及び認第3号、議案第50号及び議案第51号につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部が令和5年4月1日から施行されました。直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例ですが、市民税関係の2点、固定資産税関係の2点、軽自動車税関係の2点に加え、様式の追加がございますので、順に説明をさせていただきます。

まず、市民税に関する改正点でございます。

1点目でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除規定の適用期間を3年間延長をいたします。

2点目として、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例規定の適用期間を、3年間延長をするものでございます。

次に、固定資産税に関する改正点でございます。

1点目でございますが、先端設備等導入計画に係る固定資産税の課税標準の特例について、現行制度が令和5年3月31日で終了いたしましたので、関係する規定を削除しております。

2点目といたしまして、一定の要件を満たし、長寿命化を図るため一定の大規模修繕工事を令和6年度までに行ったマンションに係る翌年度の固定資産税額について、国の参酌基準どおり税額を3分の1軽減する規定を新設いたしまして、あわせて申告手続も規定するものでございます。

次に、軽自動車税に関する改正点でございます。

1点目でございますが、特定期間に取得した三輪以上の軽自動車の環境性能に応じた環境性能割の臨時的軽減措置の廃止に伴い、関係規定を削除しています。

2点目として、環境への負荷の低減が顕著な車における種別割の軽減措置について、取得対象期間を3年延長するとともに、営業用乗用車についても環境基準に応じて取得対象期間を延長するものでございます。

次に、地方税手続のデジタル化に向けた市民税の特別徴収、法人市民税、たばこ税の各納付書に関する改正ですが、こちらは地方税統一QRコードを付した様式を追加しております。

その他、法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正を行うとともに、都市計画税条例についても同様に、法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日は令和5年4月1日とし、固定資産税、軽自動車税、都市計画税に関する経過措置を規定をしております。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

この改正は、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、固定資産税の課税免除について、設備投資の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長したものでございます。なお、広島県の離島振興計画が4月1日以降の策定となるため、附則に経過措置を設けております。

続きまして、議案第50号大竹市印鑑条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が令和5年5月11日に施行され、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となりました。

これに伴い、同法第22条に規定されておりました利用者証明用電子証明書は個人番号カード用利用者証明用電子証明書と整理されまして、同法第35条の2に、スマートフォン用の利用者用電子証明書として移動端末設備用利用者用電子証明書が規定をされました。

このため、条例中これらの用語の整理をするとともに、スマートフォンを利用する場合の印鑑登録証明書の交付申請の規定を追加する改正をするものでございます。

なお、施行日でございますが、用語の整理については、条例の公布日とし、スマートフォン搭載の電子証明書を使用したコンビニ交付サービスについては、年内に開始予定でございますが、正式なサービス開始日が地方公共団体情報システム機構から示されていないため、本市における施行日は規則に委任をすることとしております。

続きまして、議案第51号大竹市税条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

令和5年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、軽自動車税及び都市計画税に係るものでございます。

まず、軽自動車税に関する改正点でございます。

令和4年4月27日に公布された改正道路交通法において、現行の原動機付自転車から一定の要件を満たす電動キックボード等を対象とする特定小型原動機付自転車区分が創設され、令和5年7月1日に施行いたします。同法の施行に伴い、軽自動車税の種別割の税率のうち、三輪以上の原動機付自転車の除外規定の中に、特定小型原動機付自転車を加えるものでございます。

次に、都市計画税に関する改正点でございます。

バス事業者が一定の要件を満たし、路線の維持に取り組みつつ電動バスを導入する場合、その変電・充電設備などの用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置を新設するものでございます。

特例措置の内容でございますが、関連法となる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の令和5年度改正の施行日から令和10年3月31日までの期間内に対象となる土地及び償却資産が道路運送高度化事業の用に供されてから5年間の課税標準を3分の1とするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を第1条に、経過措置を第2条及び第3条に、それぞれ規定をしております。

以上で、認第2号及び認第3号、議案第50号及び議案第51号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。認第2号及び認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第2号及び認第3号を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

議案第50号及び議案第51号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第29〔一括上程〕

議案第39号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

議案第40号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

議案第41号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

- 議案第 4 2 号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 4 3 号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 4 4 号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 4 5 号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 4 6 号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 4 7 号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 4 8 号 大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 議案第 4 9 号 大竹市固定資産評価員の選任の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第19、議案第39号大竹市農業委員会委員の任命の同意についてから、日程第29、議案第49号大竹市固定資産評価員の選任の同意についてに至る11件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第39号から議案第49号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第39号から議案47号までの大竹市農業委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、農業委員会は、農業委員会等に関する法律で市町村に設置することとされており、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例で9人と定められております。

このたび現在の委員が令和5年7月19日をもちまして任期満了となることに伴い、9人の方を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第39号は、橋村實男氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

橋村氏は、現農業委員で、農業委員をこれまで3期務められ、また、自らも農業に従事され、農業に関する知識が豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続いて、議案第40号は、正木静夫氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

正木氏は、現農業委員会会長であり、栗谷農事研究会監事、栗谷産ヒノヒカリ出荷組合監査を務められ、地元自治会の会長として地域にも貢献され、また、自らも農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして御提案申し上げます。

続いて、議案第41号は、丸小操氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

丸小氏は、現農業委員であり、自らも農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、農

業委員として申し分ない方と考えまして御提案を申し上げるものでございます。

続いて、議案第42号は、東田保夫氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

東田氏は、現農業委員であり、地元自治会の会長として地域にも貢献され、また、自らも農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続いて、議案第43号は、平尾泰子氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

平尾氏は、農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして御提案を申し上げるものでございます。

続いて、議案第44号は、石井昌嗣氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

石井氏は、現農業委員であり、また、自らも農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案申し上げるものでございます。

続いて、議案第45号は、中村昭彦氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

中村氏は、農地の地域保全会の代表を務められ、地元自治会の会長として地域にも貢献され、また、自らも農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして御提案を申し上げるものでございます。

続いて、議案第46号は、齋藤忠昭氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

齋藤氏は、農業に従事され、農業に関する知識も豊富で、今後の地域農業にも意欲的であり、農業委員として申し分ない方と考えまして御提案を申し上げるものでございます。

続いて、議案第47号は、佐多亜也子氏を委員に任命することについて市議会の同意を求めるものでございます。

佐多氏は、行政書士として農地法に係る案件に経験をお持ちであり、中立的立場で物事を判断でき、農業委員として申し分ない方と考えまして御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第48号、大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置することとされており、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち曾田収氏が、令和5年9月14日をもちまして任期満了となります。

曾田氏は令和2年9月15日から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第49号大竹市固定資産評価員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価員につきましては、従来から税務担当課長を選任しておりますが、固定資産評価員に選任しておりました岡崎研二氏が、人事異動により市民生活部自治振興課長に転任いたしましたので、後任の固定資産評価員に現市民税務課長の吉村隆宏氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第39号から議案第49号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本11件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本11件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第40号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第41号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、これに同意することに決しました。

続いて、議案第42号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第43号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第44号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第45号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第46号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第47号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第48号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第49号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第52号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第30、議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 小田明博 登壇〕

○消防長（小田明博） 議案第52号、大竹市火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

火災予防条例について、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の主な改正内容について御説明いたします。

第11条の2は、第1項で、全出力の上限を撤廃する等、急速充電設備の定義について規定したものでございます。

また、第11条の2第1項各号において、位置、構造及び管理の基準を規定したものでございます。

次に、第23条は、喫煙等に関する事項について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は重複して標識を設置しなくてもよいこととしたほか、禁煙または火気厳禁と表示した標識とあわせて設ける図記号にあっては、別表に定める標識を廃止し、国際標準化機構または日本産業規格が定めたものとしなければならないこととしています。

最後に、附則でございますが、第1条で施行期日を公布の日とし、急速充電設備に関する事項については令和5年10月1日施行としています。

第2条では、既存及び工事中の急速充電設備について、第3条及び第4条では、喫煙等に関する標識について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第52号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第52号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第53号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

○議長（賀屋幸治） 日程第31、議案第53号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第53号財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、水槽付消防ポンプ自動車を整備するものでございます。

初めに、財産の表示に記載しております水槽付消防ポンプ自動車についてでございますが、本車両は、消防ポンプ自動車にタンクを積載し、消火栓や防火水槽を利用しなくても放水を実施することが可能であり、火災以外の各種災害にも出動します。

車両の仕様につきまして、7トン級消防車専用ダブルキャブオーバーシャシーで、後輪駆動のオートマチック車となります。現在の車両よりも500リットル容量を増加させた、3,000リットルの水槽容量を有しています。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、4月24日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、4月24日から5月2日まで、入札参加希望者の受付を行いました。その後、5月9日の指名業者審査会の議を経まして入札参加業者を決定し、5月23日に2者による入札を執行いたしました。その結果、7,350万円で落札した株式会社三葉ポンプS F大竹と、5月23日に仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました8,085万円でございます。

予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第53号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 令和5年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

○議長（賀屋幸治） 日程第32、令和5年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております令和5年度請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月9日から6月20日までの12日間休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(賀屋幸治) 御異議なしと認めます。

よって、6月9日から6月20日までの12日間休会することを決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(賀屋幸治) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。6月12日は午前10時から総務文教委員会を、6月13日は午前10時から生活環境委員会を、同日午後1時から生活環境委員協議会を、6月15日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

6月21日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

14時47分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月8日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会副議長 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 小 中 真樹雄

大竹市議会議員 中 川 智 之